

令和5年6月9日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和5年6月9日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
建設課主幹	喜田 浩希
産業課長	村井 崇一
消防長	青木 孝一
教育総務課長	竹田 光芳
生涯学習課長	谷口 賢司

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	大森 奉子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（村井 勉）

改めましてお早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、3番、大平 恭大 君・8番、金井 浩三 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに6番、兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

お早うございます。6番、兼若 幸一です。

2023年6月議会、一般質問をさせていただきます。

1つ、旧合田家住宅について。2つ目、防災ラジオ設置について。

一問一答方式でお願い致します。

まず、旧合田家住宅についてです。皆さんご存知のとおり、旧合田家住宅は多度津の近代産業の発展に尽くした多度津町の7人の豪商「多度津七福神」の一人「合田 房太郎」氏の邸宅で、大正から昭和初期に建築され、七福神の中で唯一残る邸宅です。

旧合田家住宅は令和元年2月に合田氏より寄附を受け、令和3年3月に多度津町の有形文化財に指定されました。しかしながら傷みが想像以上に激しく、保全については、たびたび議会の一般質問でも取り上げられています。

そこで次の7点についてお伺い致します。1つ目、クラウドファンディング及び企業版ふるさと納税で維持管理費を調達予定ですが、現在までの調達実績の件数、金額についてお伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

お早うございます。

兼若議員のクラウドファンディング及び企業版ふるさと納税の実績についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、クラウドファンディングにつきましては、国内大手のクラウドファンディング専用サイト「READYFOR（レディフォー）」において、令和5年2月28日から3月29日の30日間、目標金額100万円で募集を行いました。募集開始後23日目に目標金額である100万円を達成したことから、ネクストゴールとして目標金額を150万円に変更し、最終的な実績として85件、合計151万円のご寄附を頂きました。寄附金額のうち、サイト掲載手数料を差し引いた122万7,630円が本町の歳入となっております。

次に、企業版ふるさと納税につきましては、令和4年度の寄附実績として2件、合計1,070万円のご寄附を頂きました。頂いた寄附金につきましては、全額を多度津町旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金へ積み立て、令和5年5月末現在での基金残高は1,192万7,630円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目です。企業版ふるさと納税の企業へのアプローチ、PRはどのようにされているのでしょうか。お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の企業版ふるさと納税の企業へのアプローチ及びPRについてのご質問に答弁をさせていただきます。

合田邸の改修・補修に関しては一般財源を使わないと議会で答弁した以上、ガバメントクラウドファンディングや企業版ふるさと納税に頼るしか手段がないため、背水の陣で私自らがお願いに行っています。5月末時点で、13社に直接ご寄附のお願いに上がり、総じて協力的なお返事を多く頂いておりますが、1口10万円以上であるため、総額については今のところは分かりません。

訪問する企業につきましては、企業版ふるさと納税の制度上、町内に本社が所在する企業からの寄附は対象とならないため、まずは本社が町外に所在し、町内に支店や事業所が所在する企業をリストアップしております。引き続き、トップセールスによる直接的なPRに努めるとともに町ホームページや広報等による情報発信につきましても推進してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今、町長から改めまして一般財源は使わないというお言葉を頂きましたので安心致しました。

次、3つ目です。企業版ふるさと納税の今後の見通し、予定についてお伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

兼若議員の企業版ふるさと納税の今後の見通しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

企業版ふるさと納税につきましては、現時点で具体的なお話は頂いておりません

が、訪問した企業の代表者の方が旧合田家住宅のある本町筋周辺の見学にお越し頂く等、前向きに検討頂いている企業もございますので、今後、進展がございましたら随時ご報告させていただきます。

また、旧合田家住宅につきましては、昨年度策定致しました緊急保全計画に基づく事業費が約6,500万円必要となりますので、この金額を目標額とし、企業版ふるさと納税の推進のみならず、ガバメントクラウドファンディングの継続実施による早期の財源確保に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4点目です。緊急保全計画（令和5年度～9年度）では、「えじふとの間」の柱応急的補強工事に令和5年6月から着手予定となっておりますが、現在着手されているのでしょうか。また実際の旧合田家住宅の状態は、どのような状況なのでしょうか。お伺い致します。

生涯学習課長（谷口 賢司）

兼若議員の旧合田家住宅の「えじふとの間」の工事と同住宅の状態についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、「えじふとの間」の工事についてです。令和4年度に策定された旧合田家住宅（島屋）緊急保全計画では、「えじふとの間（離れ）」の緊急保全事業を実施することになっていましたが、予定事業費の財源に係る特定財源が不足しているため今年度分の事業はまだ実施していません。

これは、先の定例会において、旧合田家住宅の保全、保存に係る経費には一般財源を充当せず全て「多度津町旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金」からの繰入金で特定財源として活用することになったためでございます。

次に、旧合田家住宅の現状についてでございます。旧合田家住宅は、令和2年2月24日に合田房生氏より寄附を受け、令和3年3月31日に町の有形文化財に指定されました。同住宅は老朽化のため、雨漏り等のトラブルが多発し、その都度修繕を行っていましたが、前述の緊急保全計画を策定し、同住宅に全面的な緊急保全対策を施すことになりました。その1つとして、令和4年12月定例会において、建設工事関連委託料及び工事費に係る予算を補正し、同年12月定例会において「合田邸主屋棟シロアリ被害部分補強事業」として5,050千円の予算を翌年度繰越明許事業として報告し、その事業を実施致しました。

この事業では、シロアリ被害のある個所についての調査及び補強修繕を行う予定でしたが、天井等を文化財的に解体して被害状況を調査したところ、本来あるべき梁が朽ち落ちて分断されていたり、梁自体がシロアリの食害でスポンジ状になっていたりして建物の倒壊の危険性が高いとの調査報告がありました。

この調査に多額の費用が必要となり、繰越明許予算額では補強等の保全工事を行うことが出来ませんでした。

主屋棟のシロアリ被害が大きかったことを受け、先ずは近隣住民の住宅等に被害が拡散しないように、同住宅全体のシロアリ駆除を早急に実施しなければならないと考え、6月1日に担当課職員が同敷地内に駆除薬剤を設置致しました。

今後の保全、保存事業につきましては、同事業に係る財源の状況によりますが、シロアリ被害のあった梁等の緊急保全工事の検討を行いたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきたいと思います。

「旧合田家住宅（島屋）緊急保全計画」（令和5年度～9年度）を令和4年度に策定して我々にも周知をして頂きましたが、もうすでに当初の段階で計画が狂っているように思われますので、早急に見直す必要があるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（谷口 賢司）

ただ今の兼若議員の再質問に答弁を致します。

先ほども申し上げましたとおり、「旧合田家住宅緊急保全計画」、これは令和4年12月に策定されて12月9日、総務教育常任委員会で議会の皆様に報告をさせて頂いたところでございます。その後、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、主屋棟のシロアリ被害の状況から、緊急保全に係る修繕方法やそれに伴う見積額の増加などがあると想定されますので、見直しが必要だと考えてございます。これに関しましては、今から財源を確保した上で、この見直しを図ってまいります。これに関しましては、なるべく極力予算を少なく出来るように我々職員の力で出来るような形でこの見積額、また、見積額に関しましては設計事務所等々にご協力を頂かないといけないとは思いますが費用が掛からないような方法を検討しながら、この保全計画に関してはローリングをしていきたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、5つ目です。今後、この旧合田家住宅を維持管理していくための費用の見通しはいくら程と算定していますか。個々の場所別にお伺い致します。

生涯学習課長（谷口 賢司）

兼若議員の今後維持管理していくための費用の見通しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

旧合田家住宅の保全、補修費の総額につきましては、現在見通しが立っておりません。補修費の参考として、「旧合田家住宅（島屋）緊急保全計画」の策定基礎を作成した設計事務所によりますと旧合田家住宅の離れである「えじぶとの間」では、本工事に入る前段として、建物を覆う「素屋根」の設置及び「瓦の下ろし、柱・梁の修繕」事業で4,900万円近くの予算が必要であるとのこととございます。これに

本工事費用を加算すると相当な費用が必要になると見込まれます。母家である主屋棟や洋館、倉庫等のその他付属する家屋においてもシロアリの被害が想定以上に大きく、同住宅全体の保全に必要な費用を算出することが非常に困難な状況でございます。

また、シロアリ被害等により倒壊の危険があるということで、旧合田家住宅の敷地内には、建築業者以外の立ち入りを禁止してございます。このため、施設管理を委託していた「合田邸ファンクラブ」のメンバーも草抜き等の施設管理が出来ない状態になっております。

このような状況であるために、今後の同住宅の保存方法や記録方法、さらには活用方法につきましても町全体の財政状況や町の実施予定事業との調整を図りつつ、執行部及び議会において継続して検討を重ねる必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、6つ目です。多度津町観光協会のホームページを見ますと「現在、合田家住宅は見学受付を休止しています」とありますが、なぜなのでしょう。お伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

兼若議員の観光協会ホームページに掲載している見学受付休止の理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

旧合田家住宅は本町にご寄附頂いた当初は、合田邸ファンクラブの方々のご協力による見学受付や施設案内を実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時見学受付を休止致しました。

その後、感染状況を鑑みながら見学受付再開と休止を繰り返しておりましたが、令和4年度に実施した「合田邸主屋棟シロアリ被害部分補強工事」の中で壁や屋根を剥がし詳細な調査を行ったところ、シロアリの被害が想定を超える広範囲に及んでおり危険な状態であることが判明したため、現在も見学受付を休止としております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、7つ目です。旧合田家住宅の保存は、本当に必要なのでしょうか。旧合田家住宅には一般財源は投入しないと決定しておりますが、これで本当に維持出来ますか。お伺い致します。

生涯学習課長（谷口 賢司）

兼若議員の旧合田家住宅の保存の必要性と今後の維持についてのご質問に答弁をさせていただきます。

旧合田家住宅は、繰り返しになりますが令和2年2月24日に寄附を受け、令和3年3月31日に町の有形文化財に指定されております。このため、現状では保

存、保全は必須であると考えております。しかし、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、保存には多額の費用が必要となりますので、保存、保全の仕方については検討を進めたいと考えております。

なお、同住宅の町の有形文化財の指定を解除することは、町教育委員会において協議された後、解除することは可能ですが、自然災害や過度の老朽化による倒壊などに起因しない状況での解除は、町行政の在り方に課題を残すことになるのではないかと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。

旧合田家住宅について7つの質問をさせていただきましたが、今後どれだけ費用が必要になるのか見通しも立たない。財源は分からない。一般公開もされない。そういう状況で、今後どのような維持管理をしていく検討材料もない。どういう風に今後検討されていかれるのでしょうか。全然、我々には方法が見当がつかないんですが、どうされますか。

生涯学習課長（谷口 賢司）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁にも申し上げましたとおり、現在、町の旧合田家住宅に関しましては、町の有形文化財の指定をしております。ですので、町の有形文化財ということであれば、町の方で保安全管理をしていく必要があるという風に認識してございます。ですので財源的には、先ほど町長の方からの答弁もありましたとおり、企業版ふるさと納税等々で財源確保に努力をしております。

また、国、県の方にも相談を持ちかけて、そちらの方で何か新たな補助制度であるとか様々な財源的な支援があるというような状況になれば、その時期を逸しないように迅速に対応してまいりたいという風に考えてございます。いずれに致しましても議会の皆様と今後、この旧合田家住宅の取扱いにつきましては、丁寧に協議をさせていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

はい、有難うございました。

1番目の質問については、以上で終わりたいと思います。

次、防災ラジオ設置についてです。

多度津町は危機管理の一環として防災無線を設置していますが、設置場所の環境により聞き取りづらい、突然の放送で驚く等、住民からは十分にご理解が得られていない状況にあります。広報車での周知、防災ダイヤルでの確認も出来るよう体制は整えられていますが、これらも住民からは十分にご理解が得られていないのではないのでしょうか。いつ来ても不思議でない南海沖地震に対する住民の不安は尽きませ

ん。特に海側に面した地域の方々にとっては重要ことです。防災ラジオ設置について次の2点についてお伺い致します。

1つ目、防災ラジオの利点、また欠点はどのようなことが考えられるのでしょうか。お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

兼若議員の防災ラジオの利点、欠点についてのご質問に答弁をさせていただきます。防災行政無線は災害時等に避難情報等を地域住民に伝達する設備であり、全国の自治体の大半が整備し、運用しております。本町におきましても災害時の情報伝達手段の一つとして運用しておりますが、屋内で窓などを閉めていることや激しい風雨により放送音声は「聞き取りにくい」といったご意見等があり、その対策として留守録応答装置を利用した「防災行政無線放送内容確認ダイヤル」を構築し、直近の放送内容を確認出来るように整備しております。

ご質問の防災ラジオにつきましては、災害時の情報源の一つとして利用している自治体もあり、電波を受信すれば、集中豪雨などの荒天時でも室内で情報等を明瞭な音声で聞くことが出来るといった利点や機種によっては繰り返し放送内容を聞くことが出来ること。仕様が乾電池の機種であれば、移動中や避難場所等においても情報を聞くことが可能となっております。欠点としましては、建物の位置や構造など環境によっては電波を受信しないことがあり、この場合は別途アンテナ工事等が必要となることや全ての部屋に音声が届かない。乾電池の機種であれば、電池が切れており、緊急時に使用出来ないなどの問題が取り上げられております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目です。送受信の基地局建設などの費用は掛かりますが、端末は全世帯設置ではなく、海に面した地域限定とすると費用はどの位に掛かるのでしょうか。お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

兼若議員の防災ラジオの端末を全世帯ではなく、海に面した地域限定とする場合の費用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では平成27年度に防災行政無線を整備した際に、防災ラジオや戸別受信機の全世帯配布について検討しましたが、概算で3億円と高額であることなどから導入には至っておりません。

現在、全国的に使用されている防災ラジオは、FM波での受信が多く使用されており、多度津町が使用しているMCA無線との接続が可能なシステムの構築に適している機種を選定し、昨年台風第14号の暴風・高潮警報時に避難指示を発令した沿岸部の2,451世帯にて算出をしましたところ、機器の購入費と送受信機の本体購入・設置工事が概算で8千万円程度となり、維持管理費用や受信環境による戸別の

別途工事費が必要となります。

本町では「緊急速報メール」の活用や災害に係る様々な情報を収集出来る「香川防災ウェブポータル」、「防災行政無線放送内容確認ダイヤル」の利用方法について、引き続き周知啓発を行うとともに、住民の皆様により伝わる情報伝達手段を研究してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今の答弁で再質問をさせていただきます。

維持管理費や受信環境による個別の別途工事が必要になるとのことでしたが、概算で結構ですので、その別途工事費っていうのは、どれ位の費用が掛かるのでしょうか。

総務課長（泉 知典）

兼若議員の個別の別途工事費がどれ位掛かるのかという再質問について答弁をさせていただきます。

別途工事費ですが、工事内容につきましては個別のアンテナ工事に掛かる費用でございます。1件につき、大体1万2,000円から1万3,000円程度掛かるようです。これは電波の届かない家庭に設置する必要があります。また、壁が厚い場合もこのアンテナを設置する必要があると考えております。以上で答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

旧合田家住宅の企業版ふるさと納税に関しては、町長自らトップセールスということで非常にご足労をお掛けすると思いますが、保全のためには、どうしても必要なことですので、町長の今後のご活躍に期待をしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

以上で6番、兼若 幸一、一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって6番、兼若 幸一 議員の質問は終わります。

次に2番、氏家 法雄 君。

議員（氏家 法雄）

お早うございます。2番、氏家 法雄でございます。

本日3点ほど質問させていただきます。4月2日に開催されました「たどつさくらまつり」及び「たどつんあげ大会」では、連日の好天の影響もありまして町内外から大勢の来場者数がありました。特に県内でも有数の桜の名所である桃陵公園では、まつりの当日のみならず、桜のライトアップ期間中にも多数の来場者があり、やはり町の活性化のためには「子どもの声」そしてそれに伴う「家族の声」が必要であると改めて考えさせられました。まちなかに子どもを中心とする賑わいと活気のある声を響かせるためには、まちなかの経済の活性化や入込客数の増加を図る工夫、また、福祉の充実などによる住民の幸福度の向上が必要ではないでしょうか。

そこで今回の一般質問では、「伝統的建造物群保存地区の制度導入に係る進捗状況について」、そして「町の新規創業者への支援施策について」、そして3点目、「旧町役場、旧福祉センター、旧中央公民館の解体及びその跡地利用について」についての3項目について質問致します。

まず1項目の「伝統的建造物群保存地区の制度導入に係る進捗状況について」です。この伝建地区の制度導入についての議会への説明については、これまで総務教育常任委員会で説明された資料を確認しました。直近では昨年12月議会の常任委員会におきまして①民間団体等との協議、②文化庁調査官現地指導の結果、③地元説明の状況、④その他の説明がされていました。

また、3月議会では、伝建地区の制度導入に伴う「多度津町伝統的建造物群保存地区保存条例」が可決されました。

そこで3点の質問を行います。

まず1点目、令和5年度の伝建地区の制度導入に係る取組について具体的にお伺い致します。よろしくお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の令和5年度の伝建地区の制度導入に係る取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の伝建地区の制度導入について協議が始まったのは、平成28年下旬からです。その後、複数回にわたって総務教育常任委員会等において説明を行ってきたところでございます。

令和5年度の具体的な取組につきましては、ご質問の中にあつた昨年12月議会の常任委員会で説明致しました①民間団体等との協議、②文化庁調査官現地指導の結果、③地元説明、④その他の4つの項目に沿って申し上げてまいります。

1点目の民間団体等との協議につきましては、民間推進団体である「たどつ本町筋を愛する会」と継続して実施をしております。

今年度におきましては、地元住民の方々や周辺住民の方々に伝建地区に選定された後のまちの活用方法や賑わい創出について理解してもらうために、同愛する会を中心とした有志で「第4土曜は！本町デー実行委員会」を設立し、かつての「金曜デー」や「サンパチデー」をオマージュした「本町デー」を毎月第4土曜日の17時から20時までの時間で開催することとなりました。また、町と致しましては、伝建地区に選定された後の町並みの変化や活用方法などについて対象となる本町地区の住民の方々に視覚的に体感してもらうことを目的として、先進地視察研修の参加募集を行い、バスで先進地の視察に行きたいと考えております。この事業にも当該実行委員会のメンバー等にご協力頂くことになっております。

2点目の文化庁調査官現地指導の結果につきましては、10月27日に講評をされた事柄に留意しながら、住民対応や対象建築物の保存対策などを適切に実施することと

しております。

3点目の地元説明につきましては、前述の「本町デー」や先進地視察研修を通じて、地元住民の方に伝建地区に選定された後の状況を体感してもらうとともに対象物件を所有されている方に対しては、県生涯学習・文化財課や「たどつ本町筋を愛する会」のメンバー等の協力を得て、個別訪問を継続していくこととしております。

4点目のその他につきましては、3月17日に多度津町伝統的建造物群保存地区保存条例を、同30日に多度津町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則及び多度津町伝統的建造物群保存審議会規則を制定し、例規に係る準備を適切に行うことが出来ていると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、町長から答弁を頂きまして有難うございます。

3点ほど再質問させていただきます。まず1点目、「第4土曜は！本町デー実行委員会」を設立し、本町デーを開催するとのことですが、期間につきましては、いつからいつまでを考えているのでしょうか。また主催者や後援者など差しつかえのない範囲でお答えをお願い致します。

生涯学習課長（谷口 賢司）

氏家議員の再質問に答弁を致します。

この本町デーにつきましては、先の4月22日、土曜日から来年3月25日、土曜までの令和5年度中としております。なお、それ以降の計画につきましては、「第4土曜は！本町デー実行委員会」で協議されることになると考えてございます。これまで4月、5月、2回開催されました。マスコミ報道でありますとか口コミなどにより、来場者が増加しているように感じております。

また、本町デーの主催者は、先ほど申し上げましたとおり、「第4土曜は！本町デー実行委員会」で、民間の方々により構成されてございます。後援は多度津町、多度津町教育委員会、多度津商工会議所となっております。このようなポスターを庁舎及び町の関係施設に貼ってございます。これをまた夏にはもう一度リニューアルしたいなと思っておりますので、皆さんにはご覧頂きたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

昨日はテレビ瀬戸内、またNHKで藝術喫茶清水温泉の日高氏のまち活性化に係る取組、また重伝建に係る選定に向けた機運づくりについて詳細な報道がございました。その中で必要なことってというのは、こういった取組っていうものが、重伝建選定に向けた重伝建選定を目的とする打ち上げ花火的な催しではなく、継続的な事業にしていくことが肝要ではないかと考えておりますので、多度津町が本町土曜デーで後援するに当たりましては、そういったことにも心掛けながら事業の方を展開

して行って欲しいと願っております。

では、2点目なんですけれども、先ほど伝建地区対象となる本町筋での住民と先進地視察を行うとの言及がございましたが、その視察場所、実施スケジュール、並びに声を掛ける対象者の範囲についてお伺い致します。

生涯学習課長（谷口 賢司）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

4月に視察場所の選定を行い、令和2年に重伝建に選定された岡山県矢掛町の矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区を視察先と致しました。そして6月5日から自治会回覧等により参加者を募り、7月2日に視察研修を実施することにしております。6月5日から自治会回覧で参加者を募っておりますけれども締切りを6月23日、金曜日の12時までとしてございます。

また参加者募集の範囲でございますけれども、本町筋で対象物件、指定物件になりますけれども、対象物件を所有されている方、本町筋でお住まいの方、多度津町伝統的建造物群保存地区保存審議会のメンバーの方、議員の皆様、及び行政関係者等としたいと考えてございます。以上、答弁と致します。

議員（氏家 法雄）

町民の方が具体的に先進地を見学することで、本町が未来に向けてどのようになっていくのか体感的に感じて頂くことが出来れば、重伝建選定に向けた機運というものも高まっていくのではないかと思いますので、視察が成功出来るよう心より願っております。

3点目なんですけれども、先ほど町長は町民との協力関係構築のために地元説明という言及がございました。ただ例えば重伝建選定に向けた合意を取り付けるための活動を行政の方でも熱心にやられているかと思うんですけれども、地元説明については、希薄なところも感じております。例えば本通地区では5月29日より道路の自然色舗装工事が始まり、事前に地元説明会がまことプラザで行われました。私も参加させて頂いたのですけれども、参加された町内の方からは、工事に関しては唐突感が強く感じられたとのこと。また舗装の色についても不満の声が漏れ聞こえています。トップダウンで決まったという印象を町民の方は、町民が行政に置き去りにされているという不満として感じられています。こうした声については、どのようにお考えでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の再質問にお答えをしております。

ただ今の舗装の問題に関してとか、それから諸々のことに関しましての説明会をまことプラザで行った時、私はちょっと出席が叶っておりませんでしたので、どのような状況だったのか、雰囲気だったのかというのはちょっと、今、氏家議員から聞いて、ああそうだったのかと思っているところであります。これは官と民が連携を

して常に行っておりますので、何かの時は、私は必ずその場に出て、町民の皆様、関係する団体の皆様方と話は常にして、その意思の疎通を図りながらやっていることが私のモットーですので、そういう中におきましては、今ちょっと指摘されたことに関しては、誠に不覚に感じております。今後そういうことがないように、きちんと、今、生涯学習課と私どもと、そして本町を愛する会の皆様方、また、氏家議員も含めた周辺地元の方々、そういう皆様方のご意見ご要望を感じながら、それを出来るだけ成就出来ますように頑張っておりますので、どうかよろしくお願いを致します。

議員（氏家 法雄）

町長、丁寧なご答弁有難うございます。

それでは、重伝建に係る 2 点目の質問をさせていただきます。伝建地区の制度導入に向けた今後のスケジュールについて、改めてお伺い致します。

生涯学習課長（谷口 賢司）

氏家議員の伝建地区の制度導入に向けた今後のスケジュールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和 4 年 11 月 21 日に開催された行財政改革特別委員会においてお示したスケジュールとほぼ同じでございますけれども 5 月 1 日に学識経験者や地域住民等からなる「多度津町伝統的建造物群保存地区保存審議会」を設置致しました。同審議会の議論を踏まえ、8 月下旬を目途に伝建地区として保存する範囲を決定、12 月に保存すべき建造物等を特定、保存活用計画を策定、そして来年 1 月に文部科学大臣に重伝建の選定申出をする見込みです。

その後、円滑に協議が進めば、令和 6 年度中に国の文化審議会において審議がなされ、文部科学大臣により重伝建に選定されることとなります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問させていただきます。

先ほど答弁にあったスケジュールですけれども、令和 4 年 11 月 21 日の行財政改革特別委員会で示されているとのことですが、その後、文化庁や県からの指摘等によって変更することがないのかお伺い致します。

生涯学習課長（谷口 賢司）

氏家議員の再質問に答弁致します。

県生涯学習文化財課と適宜情報を共有し、スケジュール管理を行っておりますが、現時点での変更はございません。短期間で行わなければならない事柄が多くあり、庁内の各課横断的な協力体制をとりながら、遅滞なく事務作業を進めてまいりたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

スケジュールがなかなか厳しいところであるかと思いますが、先ほど町長からもあったとおり、行政と住民の連携・協力によって前へ進めていきたいと考えておりますけれども、そこで3点目の質問をさせていただきます。伝建地区の制度導入に向けて、議会を含めた町民が協力出来る事柄についてお伺い致します。よろしくお願い致します。

生涯学習課長（谷口 賢司）

氏家議員の伝建地区の制度導入に向けて、議会を含めた町民が協力出来る事柄についてのご質問に答弁をさせていただきます。

重伝建地区の選定には、1次的には地元の方々の理解と協力が最も重要であると考えております。

また2次的には、その町並みや町の持つ魅力を引き出し、経済の活性化を図る方法を検討することも必要であると考えております。このため、先ほど答弁した先進地視察研修などに積極的に参加して、本町筋がどのように変化していくのが良いのか、また、どのような新たな事業が生まれると良いのか、さらには交流人口の増加を図るための方法などの意見を本町に頂きたいと考えております。

しかし、最優先課題は重伝建地区への選定であることから、選定対象地区の方々から理解と協力を得ることが出来るように個別訪問等に際しては丁寧な対応を心掛けますので、本町筋の文化財的価値の保存の必要性を広く理解した上で、地域住民の機運醸成への支援にご協力頂きたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問させていただきます。

少々私は言葉に拘るところがありますので、今の答弁の文言について少々伺いたいのですが、行政に係る事務としましては、最優先課題は重伝建地区への選定という表現は理解出来ます。重伝建の選定をとっていくということが目的になるということとは理解出来るのですが、3月議会でも町長から答弁では、今、重伝建の話がまずメインになってますけれどもこれは一つの手段であって、1番大事なのは、まちづくり、まちの活性化、それは多度津の歴史伝統文化を生かした魅力あるまちづくりと人づくりを行っていくことによって移住定住、交流人口を増やしていこうという地方創生事業、人口減少対策地方創生事業になりますと言及がありました。最優先課題は確かに重伝建地区への選定かも知れませんが、重伝建は本町が活性化していくための手段、あるいは出発点であるとの認識にブレはないのかお尋ね致します。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まったくブレはございません。議会で私が申し上げたもの、そのとおり、今もそれを胸に刻んで、そのとおり実行して、そして町の活性化に繋げていこうと考えてお

ります。それは今、合田邸もそうなんですけども、それから重伝建もそうです。全てがまちづくり、まちの活性化をどうやって行っていくか、その手段です。目的ではありません。目的は今、議員さんもおっしゃいましたように多度津町の活性化、そして移住定住、交流人口を増やしていこうという人口減少対策、地方創生事業のうちの一つの手段でございます。答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

町長、丁寧なご説明有難うございます。

重伝建に選定されるまでのスケジュールは、かなりタイトなスケジュールで、これからは駆け足で事務作業を進めていくことになるかと思いますが、最優先されるべきことは、地元の町内の方々の心のありよう、また経済の活性化にかかってくると思います。全ての方が全面的に納得されることは難しいかと思いますが、本町の宝であり、文化的価値の高い本町筋の町並みが国の文化財の仲間入り出来るように丁寧に作業を継続して欲しいと思います。

また、住民の同意を取り付けるなど民主主義的プロセスが重要な役割を果たしてまいります。重伝建選定に向けた制度設計については、町長、また執行部のリーダーシップも重要ですが、このプロセスについても民主主義のルールに則り町民に開かれた形で進めて頂きたいをお願い申し上げます。

それでは2項目、町の新規創業者への支援策について質問させていただきます。

平成30年9月26日に多度津町創業支援補助金交付要綱が設置され、多くの方々が起業されていると聞いております。町内で若年層の創業が相次ぐということは、それだけ町が活性化するという事に繋がります。若い世代の創業支援が意味あるものと指摘するのは、社会学者・新雅史さんの最新の研究、『商店街はなぜ滅びるのか』を参照しますと、この新さんは「サラリーマンと主婦の家庭にあこがれていた」研究者と言います。ご自宅はご両親の営む酒屋だったそうですが、その酒屋の息子であることが恥ずかしかったと言います。しかし学識を深めていく中で、近代家族の規範（と言っても、ミシェル・フーコーが指摘するとおり、それは仮象にすぎない議論になりますけれども）、それでも現実動態の中での事業継承の中で過去は良かった、そしてその良かったが根拠のない良かったのであれば、私どもは過去を再現するのではなく、新しいオルタナティブを選択せざるを得ません。特にこの新型コロナウイルス感染症、ポストコロナ以降ということになりますけれども疲弊した本町の経済を活性化させるためには、定番となりますけれども大手企業の業績回復、また中小企業の新たな事業展開に期待することも必要であると思いますが、この新が指摘するとおり、新しい起業者を育成することも肝要になってくるのではないのでしょうか。その意味で2点の質問を行います。

1点目、多度津町創業支援補助金交付要綱が設置されてから新しく創業された事業所の数、また職種についてお伺い致します。

また、併せて補助金を交付した後に廃業した事業所があるのかどうか、こちらについてもお伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

氏家議員の多度津町創業支援補助金交付要綱が設置されてから新たに創業された事業所の数及び種類についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町創業支援補助金交付要綱は、平成30年に多度津町創業支援補助金交付要綱を制定し、令和4年度末までの約5年間に同補助金を活用し創業した事業者数は、22事業者となっております。業種の内訳と致しましては、「生活関連サービス業、娯楽業」が9事業者と最も多く、具体的にはマツエクサロンやリラクゼーションサロン等となっております。次いで「建設業」が5事業者と多く、具体的には塗装業等となっております。同補助金を活用し創業した事業者に対しましては、創業後のフォローアップとして町の担当者と多度津商工会議所職員が3年間にわたり現地を訪問してヒアリングを実施しております。さらに、そのヒアリングの状況から必要に応じて香川県よろず支援拠点等の経営支援機関に繋ぐなどの事後支援を行っており、現在のところ補助金交付後に廃業した事業者はございません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問させていただきます。

是非、こうした補助金を活用しまして、町内経済の活性化を加速させて行きたいと考えますが、創業で大切なことは先ほども言及しましたとおり、若い世代の挑戦を後押ししていくこととなります。こちらの制度利用者の利用年代というのはわかりますでしょうか。また、事業が継続していくためのフォローアップは必須になりますけれども、その具体的な内容や頻度についてお伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

氏家議員の再質問に答弁させていただきます。

創業支援実績者の年代別については、申し訳ございません。ただ今、手元に資料がございません。それと次のフォローアップの頻度等につきましては、事業後のヒアリングによって香川県よろず支援拠点等の経営専門の支援機関等にお繋ぎしているところでございます。それはその都度、ヒアリングした時に、経営の中で毎月の売上げの増減が激しいでありますとか、あと納期が短い、そのような注文が多く、押しなべて安定した運営が出来ない、そういった意見をお聞きしたところで、これは専門の方に、よろず支援拠点の方にお繋ぎするのが適切だろうと判断して、その都度判断して、お繋ぎして支援しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

答弁有難うございます。この創業支援補助金を活用した事業者が、まだ今のとこ

ろ1件も潰れてないということは、非常に幸いなことだと感じておりますので、是非こういった補助事業というのは、補助を受ける時には、色々大きくお互いに顔突き合わせることが多いんですけれども、その事業がスタートした後の方がより大切になってきますので、きめ細やかなフォローアップをお願いしたく、産業課の課長さんにはお伝えしたいと思います。

それでは次の質問なんですけれども、先ほどの項目、すなわち伝建地区の活用方法にも繋がることになるかと思っておりますけれども、本町筋で空き家を活用して新たに事業を行いたいと希望される方がいた場合、どのような助成制度を活用して創業をサポート出来るのかについてお伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

氏家議員の本町筋での空き家活用事業に対するサポートについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町筋で空き家を活用して新たに事業を行いたい方への支援策については、創業機運醸成を目的とした「たどつ創業セミナー」の中で、空き家に活用出来る改修補助金として「多度津町空き家改修支援事業補助金」、「多度津町空き家等を活用した地域創生事業補助金」、「多度津町移住促進空き家活用型事業所整備補助金」の案内を行っておりますが、本町筋におきましても、これらの補助制度が活用可能でございます。また、事業部分につきましては、先ほど述べました町創業支援補助金を活用することが可能です。

また、住居用ではなく事業を行うために空き家を探している方に対しましては、多度津商工会議所が令和3年度に本通周辺の空き店舗調査を実施しているため、同商工会議所を紹介しております。

なお、まだ創業の計画が具体化していない方に対しましては「たどつ創業セミナー」を案内したり、毎月第2水曜に地域交流センターで実施している香川県よろず支援拠点による「経営個別相談会」に繋いでおります。今後もハード、ソフト両面において、きめ細やかに支援を続けてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

終身雇用とか大企業に見られるような雇用形態というものが崩壊している現状の中で、恐らく必要になってくるのは、俗な言葉で言うと小商いと言いますか、そういった多種多様な業務形態の中で、新たな挑戦を若い世代が繰り返していくことが重要になってまいりますので、今後とも多度津町の創業に対する支援を手厚く行って欲しいと思います。

そこで今の答弁について再質問させていただきます。先ほど産業課の立場として空き家支援の概要についての説明を頂きましたが、多度津町空き家改修支援事業補助金などこの3つの事業は、政策観光課の事業であると理解しております。これまでの実

績はどのような状態であったのか質問させていただきます。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の3つの補助金につきましての実績についての再質問に答弁をさせていただきます。

この空き家に関する3つの補助金につきましては、政策観光課の方で所管しております。まず1点目の多度津町空き家改修支援事業補助金でございますが、この補助金につきましては、町内にある空き家を改修する方に対して改修工事に必要な経費の一部を補助するものでございまして、補助金額は改修費の2分の1、上限額が100万円というものでございます。こちらの方の実績につきましては、令和4年度が5件、令和5年度が現在申請が3件ございます。

続きまして2点目の多度津町空き家等を活用した地域創生事業補助金でございますが、こちらは町内の空き家等を改修し、移住定住の促進や地域内外の交流を図る事業を行う団体に対しまして事業実施に必要な経費の一部を補助するものでございます。こちらは補助金額につきましては、事業費の3分の2、上限は改修にかかる部分につきましては100万円。また、この空き家を改修して、それを活用して体験活動やPR活動などを行う場合は、50万円となっております。令和4年度の実績は4件、令和5年度は現在申請の方がまだございません。

また3点目の多度津町移住促進空き家活用型事業所整備補助金でございますが、こちらにつきましては、空き家バンクに登録された多度津町内の家屋を法人事業者、または個人事業主が購入しテレワークが出来る環境を整えた事業所として改修する場合、その改修等に必要な費用の一部について補助するものです。こちらにつきましては、補助対象経費等が改修にかかる経費とかWi-Fi環境整備などの事業費の2分の1でございまして、法人の場合は上限が400万円、個人の場合は上限200万円となっております。2点目と3点目の事業につきましては一定の要件はございますが、創業の関係にも使えるものという風に考えております。また、1点目にご説明した空き家の改修部分につきましては、創業に直接使える補助金ではございませんが、町外に住んでいる方が町内で創業されることをきっかけに、町内で住んで頂くことを想定してご案内をしているものでございます。それと3点目の移住促進空き家活用型でございますが、実績につきましては、令和4年度は実績がありませんでしたが、令和5年度は1件、申請が今ある状態でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今後の時代というのは、大きなイノベーションによって変革を行っていくというよりも、こういった空き家を活用して事業を継続していく方向に流れていくのではないかと考えられますけれども、本町の経済の活性化は、若年層の新しい発想によって起業された事業者が増えることによってなされるのではないかと考えておりま

す。特に町が重点施策として位置付けている伝建地区での創業には、期待を寄せております。この地区で創業する場合、町創業支援補助金以外の助成制度を設置し、若い世代でも創業しやすい環境整備を進める必要があるのではないかと考えますので、今後また事業の検討の方、よろしくお願い申し上げます。

20世紀アメリカを牽引した哲学にはプラグマティズムという伝統があります。これは小さな実験を積み重ねていくことで、社会を少しずつ変化させていくという考え方です。プラグマティズムの哲学者ジョン・デューイは、民主主義とは「一人ひとりが実験していける社会」だと言い、各人が身の回りで思いついたアイデアを試行錯誤出来るようになれば、政治参加と地域の活性化が接続出来ると説いております。創業支援による地域活性化は、地方政治への参加促進になるものとも期待しております。

そこでこの参加ということに関しまして3項目、旧町役場、旧福祉センター、旧中央公民館の解体及びその跡地利用などについて伺わせて頂きます。

昨年6月6日に新庁舎に行政拠点が移転し、1年が経過しました。立体駐車場の問題や各課職員の座席配置の問題など様々な課題を耳にしております。

一方で地域交流センターが新しくなり、住民の方々が様々な活動で気持ちよく利用されている様子も伺え、課題を解消しつつ、さらに環境の良い庁舎にするよう努力が必要であるとも感じております。

さて、先日、多度津小学校の体育館で活動しているスポーツ少年団の父兄から、子どもの送り迎えのために自動車を桜川沿いの町道に駐車していたところ、警察官から注意を受けました。旧役場の駐車場にはロープが張られ、利用出来なくなっており困っております。との意見です。駐車場については、シルバー人材センターがある旧職員駐車場を利用することが考えられますけれども、小学校との距離があること、また、夜間の街灯がないことなどの課題があります。

そこで3点の質問を行います。

1点目、耐震性がなく危険と判断された旧町役場、旧福祉センター、旧中央公民館の解体スケジュール及び活用方法についてお伺い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の旧町役場、旧福祉センター、旧中央公民館の解体スケジュール及び活用方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和5年3月の定例会の渡邊議員や門議員の一般質問において、また昨日の藪内議員のご質問でも答弁させて頂いたとおり、旧町役場、旧福祉センター及び旧中央公民館の解体には多額の費用が必要になり、解体スケジュールについては、まだ見通しが立っておりません。財政状況を鑑みながら、計画的に解体するようになりたいと考えております。

また、今後の活用方法につきましても地域における公共の福祉の増進や地域社会へ

の貢献等に繋がるよう、現在検討しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問をさせていただきます。

これまでも色々諸先輩方の議員からも同じような質問があったかとございますが、既に移転から1年が経過しております。費用の問題、どういった形で解体スタートの活用をしていくのか密接に絡み合った問題かと思いますが、1年が経過している現在とすれば経費の問題、もちろんございますけれども活用方針については、いつ頃を目途に、例えばこういう計画にしていくのかっていうグランドデザインというのは公表されるおつもりでしょうか。期限について質問させていただきます。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

昨日、藪内議員の答弁で町長が答弁しましたように、現実的には今、いつまでということとは決まっておられません。ただその時も申しましたように、跡地利用につきましては周辺の状況のことを加味しながら、また中央公民館や旧福祉センターは、小学校用地の土地の中にあります。そのことも考えて、学校の再編成のことも考えながら検討していかなければと考えております。町長が申しましたように副町長を中心となって、今後、検討をしていく考えでございますので、ご理解頂きますようお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

例えば新しい箱物を造るに当たりましては、様々な補助金、交付金、国や県の交付金などを活用することも考えられますので、ぜひ積極的に町の財産の持ち出しだけじゃなくて、色々活用出来るものを活用しながら、前に進めていって頂きたいと思います。

そこで2点目ですが、旧町役場の駐車場の解放の可否についてお伺い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の旧町役場の駐車場の開放の可否についてのご質問に答弁をさせていただきます。

旧町役場は約50年前に建てられており、議員のおっしゃるとおり、建物の耐震性能が十分でないことに加え、管理上の問題もあることから常時、住民の方への駐車場を開放することは難しいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

駐車場に関して今、質問させて頂いたんですが、そこで本題の方に入らせて頂くかと思っております。

3点目、一昨年、桜川沿いの町道にありました「せせらぎ水路」に花崗土を入れ埋め戻しております。この「旧せせらぎ水路」に自動車を乗り上げる形で駐車をすれ

ば、町道の幅にも影響がないと考えられますが、例えば、多度津小学校を利用しております本町の父兄の方に、そういった利用促進は出来るのかどうか、お伺いさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

氏家議員の桜川沿いの町道にある「旧せせらぎ水路」に自動車の一時駐車を認めることが出来ないのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり「旧硯ヶ丘せせらぎ水路」沿いの町道197号線には、現在、多度津小学校の体育館や運動場等を利用されている方などが、道路上に自動車を駐車している状況がございます。「旧硯ヶ丘せせらぎ水路」につきましては、下水道の処理水を有効活用し「再生水利用計画事業」で整備した水路ではございますが、事業の見直しにより廃止した水路になっております。

現在の水路は、雨水などの滞留による悪臭の発生、歩行者・自転車などの転落防止対策として、花崗土と砕石で埋めて管理をしている状況であります。このことから、本水路は自動車の乗入れを想定した構造となっていないため、自動車を乗入れることによる構造物の破損や埋め戻し土の沈下などにより、自動車自体にも損害を与える恐れがございます。よって、現状では施設管理者と致しましては、水路への一時駐車の使用は出来ないものと考えております。

今後は関係各課と協議をしながら、水路跡地の有効活用について検討をしてみたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問をさせていただきます。

最後に関係各課と協議をしながら、水路跡地の有効活用について検討と言及がありましたが、その具体的な有効活用とはどのようなものが考えられるのでしょうか。そして、現状では施設管理者として一時駐車の使用は出来ないと建設課の立場から判断がありましたけれども、最終的には、関係各課と協議しながら有効活用を検討するとあります。としますと、こちらの質問は父兄からの要望で取り上げたものになりますので、最終的な判断というのは、いつ頃頂けるのか、お伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁させて頂いた水路の改修については、今後、水路としての機能はもう必要がなくなります。その中で、その前に旧庁舎の跡地等の問題がございます。そこも含めて今後どういった施設で利用していくかということにつきましては、そこを駐車場として活用するというのも多分一つの案にはなると思いますので、そういうところも含めて全体で計画を進めていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

先ほどの質問でも申し上げましたとおり、新庁舎に移転して1年が経過しました。耐震性もなく、南海トラフ大地震が発生した際に倒壊の危険性がある建物が文教地区の中心部に残されているということは、児童、生徒のみならず、そこにお住いの住民の方々や自動車等で通行しているの方々への危険性も残されているとも言えます。このため、早期に跡地利用を検討し、危険建物の取り壊し及び文教地区に相応しい施設の整備を行うことが肝要だと考えていますので、小学校周辺を利用されるの方々への利便性も含めて町の方では努力をして欲しいと。活用方法の案を示されることを要望させていただきます。

最後に 1831 年、アメリカを訪問した政治学者トクヴィルは、現在のボストン付近のタウンシップという小さな自治体を見て回り、そこで出会った人々に驚かされたと言います。普通の市民が自らの地域の課題を自分のこととして捉え、強い関心を持って問題解決に取り組んでいた姿に驚いたとの報告です。町民の要望にも色々なものがあるかとは思いますが、真摯に向き合うことで普通の市民が話し合っ物事を決めるとい民主主義の精神を育む機会になるものとも考えられますので、町民の方々の声に寄り添いながら行政と協働しながら、新しいまちづくりが出来ればと考えております。

これで2番、氏家 法雄、本日の一般質問を終わらせて頂きます。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって2番、氏家 法雄 議員の一般質問は終わります。

ここで暫時休憩致します。

再開を 10 時 50 分に致します。よろしくお願い致します。

休憩 午前 10 時 34 分

再開 午前 10 時 50 分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に9番、小川 保 君。

議員（小川 保）

失礼致します。9番、小川 保でございます。

本日は多度津町の人口指数について、そして庁舎並びに交流センター利用者の立体駐車場について、以上、2点について1問1答方式で質問致します。

まず、多度津町の人口指数についてお尋ね致します。

今、モニターの方に映しておりますのが、日本の年齢構成指数、これの折れ線グラフでありますけれども、推移がちょっと見づらいかと思っておりますけれども昭和30年か

ら平成27年までの間の推移の表です。これによりますと老年化指数っていうのが随分と高くなってきております。これはもう日本全体での問題であろうかと思えます。恐らく多度津町においてもほぼ同じような指数が出てくるんじゃないかなと思っております。これを見ながら皆さんに質問させて頂きたいと思っております。

丸尾町長4期目の当選の後、読売新聞から取り上げられるべき地域の課題のアンケートを13の項目から3点を選択して回答下さいとの質問に、以下の丸がされた3項目を選択されておりました。傍聴の皆さんには丸をついたものが見えませんが、13項目を申し上げますとコロナ禍への対応、人口減少対策、景気・雇用・物価高対策、医療・福祉の充実、デジタル社会の推進、子育て支援・教育環境の充実、災害からの復興・防災対策、脱炭素社会の推進など環境対策、農林水産業の振興、道路や地域交通などインフラ（社会基盤）の維持・整備、旧統一教会問題、自治体の財政再建、その他という風に13項目ありました。その中で、丸尾町長が回答しておりましたのが人口減少対策、景気雇用・物価高対策、そしてデジタル社会の推進という風に3つありました。それぞれに重要な項目ですので、回答に至るまでは逡巡され悩まれたことであろうけれども、町長選択の一つに人口減少対策、人口問題が挙げられておりましたこと、まさしく意を得たり、多度津町の人口減少問題は深刻であります。人口指数、特に年齢構成指数というものが、人口対策の参考指数として総務省統計局からお示しされております。4点を挙げますと年少人口指数、老年人口指数、従属人口指数、老年化指数、ここで、これらについて質問を致します。まず、それぞれの計算式、そして意味しているところを説明頂きたい。お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の年齢構成指数の計算式・意味についてのご質問に答弁をさせていただきます。

人口の分析では、年齢別の人数や構成を調べることで、少子高齢化の傾向などを見る事が出来ます。

議員ご質問の年齢構成指数は、人口を年齢別に0歳から14歳の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口に分けて3区分の人数の比率を表すものであり、これらの指数を使うことで、人口が異なる地域間での年齢構造の比較が可能となります。まず、年少人口指数は、年少人口を生産年齢人口で除して100を乗じた数値です。この指数は、生産年齢人口に対する年少人口の相対的な大きさを比較し、生産年齢人口100人が、何人の年少人口を扶養しているか示すものでございます。15歳未満の年少人口は、主に保護者に扶養される人達でございますので、この数値が高まれば、生産年齢人口の扶養の負担が高まることを意味しますが、数年後に働き手の世代が増えることが期待出来る側面もあります。

次に老年人口指数は、老年人口を生産年齢人口で除して100を乗じた数値です。この指数は、生産年齢人口に対する老年人口の相対的な大きさを比較し、生産年齢人口100人が、何人の老年人口を支えているか示すものでございます。老年人口指数は、高齢化を示す指標としてよく用いられており、数値が年々増加している場合、高齢化が進んでいると分析することが出来ますが、生産年齢人口との比較になりますので、老年人口が年々増加していても必ずしも指数が上がる訳ではございません。

次に従属人口指数は、年少人口と老年人口の合計を生産年齢人口で除して100を乗じた数値です。この指数は、年少人口指数と老年人口指数の合計であり、生産年齢人口100人が何人の年少人口と老年人口を支えているか示すものでございます。言い換えると現役世代何人で、それ以外の世代を支えているのかを把握する数値であり、数値が増加すれば、現役世代一人あたりの負担が重くなると考えられております。

最後に老年化指数は、老年人口を年少人口で除して100を乗じた数値です。この指数は、年少人口に対する老年人口の大きさを示すもので、生産年齢人口の多少による影響を除いているため、人口高齢化の程度をより端的に示す指標です。

なお、これらの指数は、現在の年齢構造の定義に基づくものであり、近年は65歳以上でも現役で働き続ける方が増えておりますので、一概には言えない部分もございますが、人口動態等进行分析の上では重要な指標であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。意外と町長、早口で有難うございます。

次の質問に入ります。多度津町におけるそれぞれの指数の状況、多度津町の問題点を説明下さい。お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の本町におけるそれぞれの指数の状況・問題点についてのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、平成27年と令和2年の国勢調査結果に基づき算出致しました本町における人口指数の状況について、ご説明を致します。

まず、年少人口指数は平成27年が22.1%、令和2年が20.9%となっており、5年間で1.2ポイント減少しております。

次に、老年人口指数は平成27年が54.3%、令和2年が58.8%となっており、5年間で4.5ポイント増加しております。

次に、従属人口指数は平成27年が76.4%、令和2年が79.7%となっており、5年間で3.3ポイント増加しています。

最後に老年化指数は平成27年が245.3%、令和2年が282.1%となっており、5年間で

で36.8ポイント増加しております。

この数値から考えられる本町の問題点と致しましては、日本全体で問題となっている少子・高齢化が本町でも進行しており、少子化により人口減少も進行していることであると考えております。

人口減少段階は、一般的に第一段階では、老年人口が増加し、生産年齢人口と年少人口が減少する。第二段階では、老年人口が維持または微減し、生産年齢人口と年少人口が減少する。第三段階では、老年人口・生産年齢人口・年少人口全てが減少する。という3つの段階で進行するとされております。

平成27年と令和2年の指数の比較では、本町は人口減少の第一段階にあると考えられますが、議員のおっしゃるとおり、人口減少問題は本町の深刻な課題であり、日本全体で長期的に人口減少が続くことが避けられない中、人口減少社会への適応を目的とする地方創生の取組をはじめ、人口減少対策に積極的に取り組んでいくことが重要であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

そしてこの指数を如何様に活かして、施策対処していくお考えなのでしょうか。お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の人口指数の活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

人口指数につきましては、令和2年3月に策定した多度津町人口ビジョンにおいて活用しております。計画の中では年少人口、生産年齢人口、老年人口の年齢3区分別の人口比の現状及び将来推計の分析を行い、将来の方向性を検討しております。また、目標将来人口の達成に向けた取組を推進することで、老年人口指数が改善することを効果として見込んでおります。この人口ビジョンを踏まえ、5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をとりまとめた「たどつの輝き総合戦略」を策定し、定期的な進捗管理や見直しを行いながら積極的な人口減少対策に取り組んでいるところでございます。

なお、総合戦略につきましては、令和6年度末に計画期間が終了することから、令和6年度中に新規計画の策定を行う予定としております。

策定にあたりましては、経験や過去の事例のみに捉われることなく、人口指数を含む客観的なデータ等の根拠に基づき、町の現状分析や将来展望の検証を実施し、施策に反映していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。総合戦略という形の中で表現はされておりますけれども、残念ながら私どもに対して具体的な施策、こういったものがどうも分かりづらく表現されておったので、今一度、1つ2つでも結構ですが、人口対策について具体的な

施策、お願いしたいと思います。お願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

第2期たどつの輝き創生総合戦略の中にあります人口減少対策につきまして、具体的な施策と致しまして、まず政策観光課で所管しております事業と致しましては、出会いの場創出事業がございます。こちらの事業につきましては、結婚を望む町内在住、在勤者の希望を叶えるため男女の出会いの場を設け、結婚に向けたきっかけづくりを推進する団体等に支援の方を行ってございます。また、新婚世帯への支援と致しまして結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト、家賃であったり、引っ越し費用など、そういったものに対して補助を行いまして、結婚や出産への経済的な不安の軽減を図るといったものでございます。その他にも各課におきまして、色々な出会いから結婚、子育て支援、色々な支援の方がこの戦略の中には掲載されております。そういったものを実行しながら、人口減少対策に努めてまいりたいという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

今、政策課長の方からお話あった内容、これ確かに以前、私どもも耳にしつつ、それからやっておることも拝見させていただきました。最近、その内容が何となく薄れてきたのかなっていう感覚がありますけれども、今現状は例えば、以前、商工会議所青年部が中心になった出会いの場、色々計画されましたよね。それから、もう一つ言われとったスタートアップの支援、これは具体的にどんな風になっておるのか。この2点について、もう一度質問をさせて下さい。お願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、1点目の出会いの場創出事業でございますが、こちらにつきましては、ちょっと今資料がないのであれなんです、コロナ禍におきまして計画等は出ておったんですけども、コロナの感染状況が拡大したり、そういった状況におきまして、中止されたりしているような状況でございます。今年に入りまして、コロナの感染状況と、そういった部分もありますが、また引き続き、商工会議所青年部とそういったところから申請がまいりましたら、継続して支援を行っていきたいと考えております。2点目の結婚新生活の支援事業でございますが、こちらの方、先ほど答弁申し上げましたとおり、結婚するに伴いまして引っ越し費用等そういったものが必要になってまいりますので、そういったものに対しての支援を行っております。正確な数字ではございませんが、毎年3件から4件ぐらいの実績があったという風に記憶しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

突然の質問で戸惑ったかと思えますけれども、このスタートアップの内容、もう少し数字的にどんなものなのか。どんな補助をしているのか。補助の金額であるならば、どのような金額なのか。ちょっとお知らせ頂きたいなと思えます。お願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

結婚新生活支援事業のスタートアップ事業につきましては、先ほど答弁を致しましたように結婚に伴います引っ越し費用であるとか、あと住居の取得費、そういったものも対象と致しております。所得要件というのが世帯のお2人の所得要件というのがございますので一定のそういった要件がございますが、夫婦ともが29歳以下の場合、60万円を上限。39歳以下の世帯の場合、30万円を上限というような制度でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

ちょっと60万・30万っていうのは少ないような気もしますが、この多度津町選出の県会議員の新田 耕造 氏もこの件について、もう少し幅を膨らませてもらったらどうかなっていう話も伺っております。ぜひ今後とも検討頂きたいなと思えます。それから出会いの場面は、コロナ禍の後の問題として、しっかりと活動をして頂けるように町からも色々ご相談申し上げたらどうかなと思えますけれどもね。お願いしておきます。

次に2点目の質問を致します。

庁舎ならびに交流センター利用者の立体駐車場について質問致します。令和4年6月6日に新庁舎に移転したのち、立体駐車場についての苦情や意見が多数ありました。それらについて質問・提案などさせて頂きましたけれども、行政としても具体的な方策を検討されたと聞いております。

まず、これらの課題と当面議論された内容をまとめてみました。

1番目、立体駐車場について、発券機の位置が道路から近すぎて取りにくい。発券機の位置が道路からの進入位置に近すぎることからチケットが取りづらく何度も切り替えしして挙句にバックするなど、後続車や走行中の車両への追突事故リスクが問題となっております。このことの解決策の一つとして、常任委員会にて発券機をセットバックして車両の幅寄せを容易にする提案を私から致しました。そして狭小な駐車スペースで乗り降りが不自由であるということに対して、立体駐車場にての駐車に際して1台当たりの駐車スペースが狭小であるため、横幅の大きな自動車の隣に駐めるとドアが開けにくく、乗り降りが不自由である。このことも常任委員会において白線を引き直すことを担当から提案されておりました。

そして立体駐車場のスロープ幅が狭くて対向しにくい。立体駐車場内の上下階へのスロープが狭小であることから、すれ違いが困難で接触事故の危険性があるとの意見がある。など多数苦情が寄せられております。これについても常任委員会において、指示・表示を分かりやすくしたり、構造物の角を着色して幅認識の一助とすることなど、行政から色々意見がありました。

これらについて立体駐車場のランニング収支の実績について質問を致します。

まず、収入の関係です。立体駐車場の使用料の実績は月額千円程度、つまり年額で1万円から2万円程度と聞いておりましたけれどこのことについて、確認をお願いします。

総務課長（泉 知典）

小川議員の立体駐車場についてのご質問に答弁をさせていただきます。

1つ目の駐車場入口発券機のセットバックにつきましては、令和5年3月定例会での一般質問でも答弁致しましたとおり、施工方法や工事期間、概算費用等の算出を設計者に依頼したところ、工事概要と致しましては入口ゲート及び発券機を西側に約5メートル移動し、地中に埋設しているループコイルも移動させるものであり、これにより駐車区画は4台分減少することになるとの報告を受けております。

また、工事期間は約2ヶ月で、概算の工事費は約400万円が見込まれております。今後の財政状況や駐車場運営に極力支障を来さないことなどを考慮しつつ、安全性と利便性の向上が可能となるよう、引き続き改善案を検討してまいりたいと考えております。

2つ目の駐車スペースの白線の引き直しにつきましては、立体駐車場の区画幅については限られた敷地内に必要な駐車台数を確保しなければならない中、駐車に必要なスペース幅と区画数の十分な確保の双方の重要性を考慮し検討を重ねた結果、現在のような立体駐車場として整備された経緯がございます。また、駐車区画の再整備をするためには多大な費用が掛かるだけでなく、施設全体の整備を伴うため非常に困難と考えております。ただ、より使いやすい駐車場を求める声があることは真摯に受け止め、今後も立体駐車場の利便性の方法について検討してまいります。

3つ目の駐車場のスロープ幅が狭く対向しにくいというご意見につきましては、立体駐車場連絡道路部分は交互通行をして頂く運用を前提に連絡道路前に信号機を設置しており、これを遵守して頂くことで安全に通行出来るよう設計しておりますので、今後も周知に努めてまいりたいと考えております。

4つ目の立体駐車場のランニング収支の実績につきましては、まず収入と致しまして、令和4年度の決算状況を基にお示し致しますと駐車場の使用料が10ヶ月で175,500円、月平均に致しますと、ひと月あたり17,550円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

収支の実績の中の収入の部分ですね、ひと月当たり17,550円程度という風に回答されましたが、この中には実は交流センターで長時間利用されておった方が3時間までが無料ですから、3時間を超えて利用されたという方の収入も入っておるのではないかなという風に想像されます。そういったことは、実は駐車場の利用の本来の目的からは若干外れておるのかなと。交流センターあるいは庁舎の利用者がきちんと駐車場を利用出来るということ。このサービスを目的とした駐車場の設置であろうと思いますので、有料とすることについては若干なりとも疑問を抱かざるを得ません。やっぱり3時間を超えたとしても、やっぱり長い間交流センターとか庁舎とかおりますと利用の時間が長くなった挙げ句、利用料を払わなきゃいかんということ。これも少し疑問かなと思います。これについても今後検討する中で、加味しておけばよろしいかなと思います。

次に、立体駐車場の必要経費についてお伺い致します。支出の方ですね、収入は先ほど伺いましたが支出の関係です。電磁式チケットの仕入れ費、それから入退場ゲートの電気料金、入退場ゲートのメンテナンス費、場内での車両通行注意のブザー、ランプの電気代とメンテナンス費、そしてゲートをセットバックするならば、その工事費という風な形、こういった必要経費についてお伺い致します。お願い致します。

総務課長（泉 知典）

小川議員の立体駐車場に関する必要経費につきまして答弁をさせていただきます。必要経費につきましては、令和4年度の実績を基に年間経費を算出致しますと1つ目の電磁式チケット仕入れ費につきましては駐車券及びインクリボン等消耗品の購入に係る費用が638,396円、2つ目の入退場ゲートの電気料金につきましては発券機及び精算機に係る電気料金が機器の仕様書に基づく概算で119,530円、3番目の入退場ゲートのメンテナンス費用でございますが、駐車場の管理業務委託料118万8千円、5番目のゲートをセットバックした場合の発券機のセットバック工事費が先ほども申し上げましたが概算で約400万円でございます。4番目の場内での車両通行注意のブザー、ランプの電気代とメンテナンス費用につきましては、根拠となる数値資料がございませんので、算出することが難しい状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

今、支出の必要経費を伺いますと、かなりの金額ですよ。こういったものもいずれはどうにかしないと財政的にも圧迫していくんじゃないかという風に感じております。

次に、公用車駐車場の現状について質問を致します。公用車駐車場のサイズについ

て普通車サイズなのか。軽サイズなのか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

小川議員の公用車駐車場のサイズについてのご質問に答弁をさせていただきます。
公用車駐車場の駐車可能区画数は、計26区画であります。うち10区画が普通車、
16区画が軽自動車の駐車に対応しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

センサー付の入退場ゲート、これについて装置としてどのようになっているのでしょうか。お願い致します。

総務課長（泉 知典）

小川議員のセンサー付入退場ゲートの装置についてのご質問に答弁をさせていただきます。

センサー付の入退場ゲートの仕様に関しましては、道路側からの入場時のみ専用のリモコンでのゲートバー操作が必要であります。退場時におきましては、リモコン操作なしで自動でゲートが開扉するようになっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

当該公用車駐車場を来庁者並びにセンター利用者に開放するとすれば、どのような現状変更が必要でありますか、その予算についてもお願い致します。

総務課長（泉 知典）

小川議員の公用車駐車場を開放するためには、どのような現状変更が必要かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

庁舎職員通用口及び町長車等収納車庫周辺と駐車場敷地の境界線におけるフェンス等の設置及びセキュリティー対策、入退場ゲートバー開閉についての運用変更、表示看板の設置、状況に応じた区画線の引き直し等が必要と考えられます。その整備費用は275万円程度になる見込みです。また、その他に周辺整備に係る費用も必要になると思われれます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

これらの状況を踏まえて、例えば公用車駐車場を一般開放すれば、公用車の駐車管理措置はどのようになさいますか。

総務課長（泉 知典）

小川議員の公用車駐車場を一般開放した場合の公用車の駐車管理措置についてのご質問に答弁をさせていただきます。

入退場ゲートバーを役場の開庁時間に合わせて、上げたままの状態にするようになるものと考えおります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

さて、現在の公用車駐車場を一般開放するとすれば、次の事柄を考慮すべきかと

思います。有料の立体駐車場と公用車駐車場の一般開放について整合性が必要となり、全て無料化とする同一性を確保すべきかと考えます。そのための実証実験を6ヶ月間は実施すべきではないかなと思います。この実証実験によって不正利用件数が些少であれば、全面的な無料化を実験した方が今後の財政的な負担が軽減されると考えておりますが、いかがでしょうか。

総務課長（泉 知典）

小川議員の駐車場の実証実験についてのご質問に答弁をさせていただきます。

立体駐車場の運用や使用料につきましては条例に定められているため、立体駐車場を含めて全て無料化することは難しいと考えておりますが、実証実験の可否も含め、住民の皆様の不利益にならぬよう慎重に判断をし、引き続き駐車場の利便性向上に向け、検討を重ねてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

今、総務課長から色々伺いましたけれども、その中に条例に定められているため難しいという風なお話がありました。確かに定められるということは、大変重要であり、かつ真摯に受け止めないかんとということだろうと思いますが、この条例については、行政の皆さん方、そして議会と議論した上で定めたことであります。従って、もし不都合であるならば、この条例も変更することは可能だと思います。この議会との協議によって変更が可能ということの内容について、お考えお願い致します。

総務課長（泉 知典）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

小川議員のおっしゃるとおり、当然、条例を定める際には議会の議決も必要ですし、それは当然、我々が遂行できる状態にすべきことですので、当然、議会の方とも協議すべき事案であるとは考えております。ただ私が先ほど申し上げましたのは、今の現状では、すんなりする訳にもいかないということで、もちろん当面、公用車駐車場の駐車に関しましても有料とすべきかどうかという検討もございました。今後とも検討していくと思います。その時に有料にするのであれば、当然、公用車駐車場につきましても条例を定めなければいけないと考えておりました。今後、無料化のことも含めまして検討する中で、それが正しい、そういう風にあるべきだと判断した場合は、条例の改正は当然ながら必要だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。再質問の内容でございました。失礼致しました。

私から実証実験の内容を提案させていただきます。入退場ゲートは常時開放する。2つ目は、チケットの発券はせずに発券機にその旨の注意啓発を掲示する。3つ目は、不正利用に関わる注意啓発のメッセージを駐車場内及び建物内に掲示する。4つ目

は、不正利用対策として 21 時以降の車両に警告書を貼付する。など提案させていただきますけれども、もしこれに対してお考えがございましたら、お願い致します。よろしく申し上げます。

総務課長（泉 知典）

小川議員の提案につきまして答弁をさせていただきます。

もちろんこれに準ずる方法は、無料になるとこういう方法は考えられると思います。まず、1 番に現公用車駐車場及び立体駐車場を常時開放するという事は当然ながらそうだろうと思います。ただ、公用車駐車場置場につきましては、開閉を例えば朝の 8 時あたりにして、庁舎が業務が終了する 17 時半とか 18 時とかということが考えられると思います。立体駐車場につきましては、入り口につきましては、朝の 7 時から開閉して夜の 10 時に閉めるということが出来ると思います。当然、外に出る時は、自動的にバーが開きますので問題ないと考えます。また、不正利用と言いますか、そうしますと公用車駐車場置場は、不正利用は非常にしにくくなると思います。ゲートが閉まって出られないという状況になりますと、そういう風なことが出来ます。立体駐車場につきましては、ここに小川議員が 21 時と書いておりますが、例えば 22 時以降に、我々宿直の者が巡回してそこに駐めてある車に対してチェックをする。いきなり警告書を貼る訳にはいかないのでチェックをして、翌朝、その車があるかないかということもチェックすることも可能かと思えます。そういう運用は、小川議員が今ご提案して下さったことも内容を基にして、我々もまた案を考えていくと思えますので、その時はまた議会の方とも協議しながら運用を決めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。やっぱり、そういった内容について、お互いに議論したらよろしいかと思えます。こういった詳細の議論については、委員会の中で、またやれたらなと思っております。ぜひお願い致します。

たくさん申しあげましたけれども、以上で 9 番、小川 保の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これを持って 9 番、小川 保 議員の質問は終わります。

これより昼食休憩をとります。

再開は 13 時、午後 1 時でお願い致します。

よろしくお願い致します。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午後 1 時 0 分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に11番、隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

失礼致します。11番、隅岡美子でございます。順次、一般質問をさせていただきます。一問一答方式でよろしくお願い致します。

質問は1点で、障害のある方などの選挙支援カードの導入についてであります。

全ての町民は選挙で投票する権利を持っています。しかし、選挙権があってもそれを行って出来ず、投票行動に参加出来ない方々がいらっしゃいます。その代表格が重度知的や重度身体の障害を持たれた方々でございます。投票するまでのハードルは、健常者に比べれば格段に高いことは確かでございます。投票所のような場所に1人でいるとパニックのような状態になってしまうと言います。また、投票所のスタッフにうまく説明が出来ずに投票を諦めて途中で帰ってしまうと考えられます。そのハードルを低くするのに役立つのが投票支援カードでございます。実際に使用している自治体があります。この投票支援カードを導入している市町村は札幌市、狛江市、安来市、各務原市、足立区などがあります。例えば、札幌市で導入されております選挙支援カードは大きさはA4サイズで、カードというには少し大き目のこのシートには3つの質問が書かれております。

まず1. 会話が出来る。メモが出来る。指差しが出来るのどれかに丸をします。次に2. 投票場内の道案内が必要か。3. 自分で投票用紙に書くことが出来るのかという質問に、それぞれ「はい」か「いいえ」で答えます。また、質問1で会話が出来ると、メモが出来る。指差しが出来る。どのようなコミュニケーション方法が良いかを伝え、質問2では、付添いが必要かどうかの意思表示をします。さらに質問3では、代理投票の申請を希望するかどうかを伝えられるようになっております。

そこで、お伺い致します。町のお考えをお伺い致します。よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の選挙支援カードの導入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

選挙支援カードは、投票所や期日前投票所において代理投票又はその他の支援が必要な方で、口頭による申出が困難な方に使用して頂くもので、一定の障害を持った選挙人の円滑な投票に資するものとして有効なコミュニケーションツールの一つでございます。カードの記載内容や体裁につきましては、自治体によって異なりますが、主な対応の流れとしまして選挙人が投票所においてカードを提示した場合、その記載内容等に従って、事務従事者が必要な支援を行うものです。また、議員ご紹介の東京都の狛江市の事例によりますと、まず代理投票の必要な有無を示し、受付、名簿対照、投票用紙交付、投票記載所や投票箱への投函等、細かな場面ごとの選挙人の動作とそれに対する事務従事者の対応を示しており、それらに応じて選挙人に

配慮すべき事項を記載することができ、場面に応じたきめ細かな配慮を行うことが出来ます。

現在、本町におきましては、選挙人に何らかの支援が必要な場合、事務従事者による人的介助を積極的に行っており、必要に応じて筆談等の対応をとることを想定して人員を配置しております。これまでのところ、このような対応について、不都合があった旨の報告は受けておらず、円滑な投票場運営が出来ていると考えております。なお、中讃地域の2市2町における対応状況を確認したところ、選挙支援カードを導入している自治体は今のところございませんでした。

本町としましては、障害のある方等の投票について、より一層のきめ細かな支援が可能となるよう、選挙支援カードに限らず、有効な手だてを模索するとともに他自治体の動向を注視し、引き続き、様々な状況下にある方々の投票機会の確保に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

先ほど町長からのご答弁の中から何点かについて質問をさせていただきたいと存じます。

まず初めに、文章の中にもございました代理投票についてとはどういうことなのかお伺い致します。よろしくご答弁お願い致します。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

代理投票でございますが、公職選挙法第48条に代理投票として、代理投票を申請することの出来る選挙人は、心身の故障、その他の事由、例えば字の読み書きが出来ないなどのために投票用紙に候補者の氏名等を書くことの出来ないものに限っております。これは主に身体障害者に限らず、投票所に来たものの、当然どうしていか分からない。投票所で自分で書くことが出来ないという方を想定しております。当然ながら、意思表示が出来ない方は、投票することが出来ないこともありますので、あくまで自分で投票用紙に名前を書くことが出来ない方が、代理投票を申請することが出来ます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

代理投票のことをご説明して頂き、有難うございました。

具体的には代理投票は、先ほど総務課長が言われたとおりでございます。で、実際に投票する場面を想定しますと、どういう風な場面を想定、実際に投票して選挙の補助の方が何人で対応してどのような対応をしてくれて、最後に投票が出来るということまでの行動パターンはどのような風になるのでしょうか。お願いします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

代理投票の流れですが、まず受付のところに、あくまで本町の事例のことで申しま

すと、多分恐らく、単独で1人で来る方は、現実的にはほぼいらっしゃいません。付添いの方とかが一緒に来られて、代理投票したいんだっていうことをご本人というよりも介添え者の方が来ることが多いです。それで一緒に来られた方が、その投票所で投票権を有している方ならば、一緒に投票という形で中に入ることは出来ませんが、その介添えで来た方が当該選挙区の選挙人でない場合は、そこから先の受付以降の投票所に立ち入ることは出来ませんので、部屋の外ですけどそこで待つて頂くようになります。そこから初めて本人様の名前確認とかした後に、そこで代理投票がしたいということは明確でございますので、職員が2名、これは投票管理者が、事務従事者の中から2名、補助者として選任するようになります。この場合は、投票管理者及び投票立会人の選任することは出来ません。事務従事者から2名、付添いすることがあります。当然、足が悪いとか色んな事情がありますので、投票用紙をお渡し、または手に持って記載台のところまで行きまして、そこで、どうしたいのか誰に投票したいのかという意味確認をします。その中で、もちろん、言葉で発することが出来れば、それで聞くことが出来ますし、言葉が発せられない方は、名簿を2人とか3人やったら、お名前を見せて、どの方ですかという風なして、指差し確認でも結構です。それを、一方の補助者の方が名前を記載致します。それで、選挙人の方にこれでよろしいですかということで、目視でとか指でオーケーとかっていうことを確認致します。それで、その投票用紙を当人が、投票函に入れられるものなら当人が入れますが、入れることが出来ない場合は、代わって補助者の者が投票函に入れるようになります。あくまで、先ほど申しましたように選挙人の意思というものが必ず必要ですので、そこで意思表示が明確化されない場合は、投票が出来ないこともあるかも分かりません。あくまで選挙人の意思を十分に慎重丁寧に確認しながら、間違いのないように補助者が名前を書いて投票函に入れるまでのことをしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

総務課長、有難うございました。

補助に2人付くということが分かりました。で、1人は言われましたように、誰に投票するのかを確認して、代わりに投票用紙に書く人です。もう1人の方は、伝えたとおりに間違いなくこの方に書かれているかを確認するのがあと1人で、それぞれ分担を役割して補助に付きますよね。言われたとおりでございます。誰に投票していいか分からない時は、その候補者の名前を書いた順に読み上げたり、先ほど申しましたように指差しで確認をしたり、それでも難しかったら、うなずいたり瞬きをしたりということで、合図をすることが出来ると聞いております。実際にそれと自分が誰に投票したいのか、誰に投票するのかを、忘れて困るので、忘れないように書いたメモを持ち込むというのは、この場合、代理投票の場合は可能なんではないかな。そこを1点、教えて下さい。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

誰に投票したいか、投票所にメモ、大きいこういう紙片程度のものであれば、立候補者の名前を書いて来ることは可能です。これは代理投票に限らず、一般の選挙人の方であっても、ちょっと外れますが高齢者の方でも、ちょっと私覚えが難しいんだ、この方に入れたいんだという方はそういう紙片を持って来る場合もあります。それは持ち込んで頂いても構いません。ただし、それを投票所の中で他者に見せるような行為は慎んで頂きたいこと。さっき言ったように大きい紙にどんと書いてるのはよろしくないこと。それとその紙が投票函に入ることをないように注意はしております。ですから、入ってきた時に一般の方であれば、投票記載台のところまで、紙をあえて書くのは、一応それは認められておりますから大丈夫です。そのあとに、その紙は出来たら、ポケットに仕舞って下さいねということはあるんですけども、それは、一般の方でも紙に書いて来ることは結構です。もちろん、代理投票をされる方は、自分の意思が十分に伝わらないという可能性がありますので、そういう紙片をもし入る前に誰かに書いてもらったかも分かりませんが、持ってするという事は可能でございます。あくまでもその紙に、この方でいいんですねっていう意思表示が明確というのはいよいよ必要にはなるのですが、そういう紙を持ち込むことは可能でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

一般の方も持ち込むことが出来るということですよ。それはびっくりしたんですけど、そうなんやと思ひまして、有難うございました。それで先ほど選挙支援カードということで映像の方をお願いします。選挙支援カードということで、プリントアウトしてまいりました。こういったカードA4です。もうただA4にずっと書いとるだけなんで、1番、2番、3番と今、私が読み上げたことで、選挙支援カードについて、このカードを投票所の人に渡すと係の人が付添いや投票用紙に代わりに書いてくれます。あなたについて、次の2番に当てはまるものに丸をして、投票所の人に渡してくださいと。ずっと行きますと次、2番。手伝って欲しいことを教えて下さい。出来ることを教えて下さい。お話出来る。メモが出来る、指差しが出来る。次、投票所内の付添いが必要ですか。はい。（付き添ってもらおう。）いいえ。（1人で大丈夫。）で、自分で投票用紙に書くことが出来ますか。はい。（自分で書ける。）いいえ。（代わりに書いてもらおう。）そして、最後のところに、ずっと行きますと気をつけて欲しいことという欄がございます。先ほど言ったように、自分はこれをして欲しいということで赤で丸をつけて下さっておりまして、最後に気をつけて欲しいことのところ、小さい字で申し訳ないです。読みます。大きな声で話しかけられると、びっくりします。また、字が書けないので、代理投票をお願いしますということで、これは事前に書いて来るカ

ードですので、こういったことも分かりやすく書いてもらおうと、大変スムーズに行くんでないかなと思っております。映像は有難うございました。いいです。また先ほどのことで、今まで本町におきまして、障害者と一口に言っても大きく分けるんじゃないなくて細かく分けると、知的・身体・聴覚・視覚、そういった方々の中で、まず視覚、一つずつ申し上げると時間があれなんで、例えば、視覚に障害のある方々の投票は、今まで本町であったんでしょうかね。よろしく申し上げます。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の視覚障害者の投票のことについてのご質問に答弁させていただきます。ここ近年は、視覚障害者、いわゆる点字投票のことだと思うんですが、ここ数年、5年以上はちょっと、私も経験がございません。でも過去には、私もその点字投票、をしたことで、私が投票場にいる時に経験したことがございます。過去には間違いなくあります。その件につきましては、全ての投票所に点字投票は幾つか用意してございます。ですので、それにつきましても来た時には対応は出来ます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

点字の機会を設置している。また、普段使っている点字の機械を持って行ったりすることが出来るし、お借りすることが出来るということで、そういった工夫をしております。この視覚障害者のある方の投票は、付添いとか手助けの方も家族で介助する方も一緒に投票所の中に入れるということで、そのように聞いております。例えば、補助犬なんかの場合はどういう風になるんでしょうかね。答弁申し上げます。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員のご質問に答弁させていただきます。

補助犬につきましては今まで経験がございませんが、補助犬につきましては基本的には、どこでもって言い方おかしいですけど、付いていけると認識しておりますので、もし補助犬と一緒に来た場合は、必要であるならば投票所の中についても一緒に歩いてもらっても差し支えないものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

次に、聴覚障害のある方の投票でございます。困ったことを声で伝えることが難しい人、投票所によっては、筆談やコミュニケーションボードを使って対応してくれるところもあります。介助する人、付添いの人が入ることが可能となります。希望すれば、投票所の係の人や付添いや必要な手助けを頼むことが出来ると考えております。ほとんどの投票所には、常時置いてるものとして、例えば、眼鏡とか、その他にこういったものを常備しているんでしょうか、お伺いします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員のご質問に答弁させていただきます。

眼鏡につきましては恐らくリーディンググラス、老眼鏡のことだと思います。それは、全ての投票所には用意しております。それは障害者のためというよりは、ご高齢の方とかで目の見えにくい方に配慮したものでございます。とりわけ障害者の方に対しての配慮と言いますのは、例えばスロープの設置でありますとか段差の解消であることはしておりますが、視覚障害者・聴覚障害者に対しましての特段の配慮と言いますか、それに対します準備物というのは、用意してございません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

次に、お伺いしたい再質問です。身体に障害のある方の投票についてお伺い致します。これはなかなか1人で投票所に行くのが難しいので、介助する人について、ご家族の方に付き添ってもらうことが可能で、投票所の中に入ることが出来ると考えております。その身体に障害のある方の場合、やはり書く時に記載の台がガタガタして書きづらい場合とか、そういった椅子に座って書けるような低い台とかそういったものは、今まで身体障害のある方の投票についてそういったことが必要なことはありましたでしょうか。よろしくお願ひします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の質問に答弁させていただきます。

ただ今の質問は身体障害者の方についての投票の方法だと思いますが、身体障害者の方、我々が一般的に思うのは、車椅子に乗られて来ている方を想定しての話でございます。当然、介添え者の方もいらっしゃいますが、車椅子の場合ですと、歩行は投票所の中は、ご自分でも、又は我々の補助者という立場じゃなくても、ご案内することが出来ますので、そういう風にしてますが、車椅子用に低い記載台は用意してございます。ちょうど車椅子に合うようになっています。これは全ての投票所でございます。そこで書いて頂くようになります。その中で、力が入らないとかで記載台がぐらつくこともあろうかと思ひます。その時は当然、職員のもものが2人位で、何を書いているか見ないように後ろとか下で記載台を押さえるというようなことはしております。今でもそういう風なことをしておりますので、問題はないと思ひっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

ご答弁の中から今、説明をして頂いた場面、場面に応じたきめ細かな配慮というのが、見てとることが出来ました。それで、答弁が重なるかも分かりませんが、今まではそういうことがなかったという最初のご答弁でございまして、どういう場面

になったら、どのような介助が必要なのかっていう、その考え方をお伺いしたいと思うんですが。簡単で結構ですので、お示し下さい。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

困ったことということにつきましては、あくまで障害とかについての困ったことという問題で答弁をさせていただきますが、そもそも障害者の方、ある一定の条件がございますが、特別に障害を持たれている方は、郵便投票をすることも可能でございます。これは事前に申請が必要なのですが、これには一定の条件がございます。ちょっと今詳しい資料を持ち合わせておりませんが、そういう方は事前に郵便投票の申請があれば、郵便投票することが出来ます。又はかなりの障害がある方、又は介護度が高い方、施設に入所されてる方もございます。その施設につきましては、香川県が認定しております施設であれば、その施設で投票することが可能でございます。その他に投票所に来られる障害者の方、軽度な障害とは申しませんが、比較的そういう方達に比べれば、我々からしたら、自分で歩けないままでも介添え者がおれば、車椅子で来られる。支えてでも歩いて来られるという方でございますので、そういう意味ではコミュニケーションについてもかなりとれている障害者の方の部類だと思っております。そういう意味では、余り困ったことはございません。それにつきましても出来る限り、その方が何に困っているかというのは、親切・丁寧に聞きながら、出来るだけ投票が出来るように我々も介添えや力を貸して、これからもやってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁有難うございました。

今、総務課長ご答弁の中で施設で投票出来るということは承知をしております。施設は今のところ、本町では私の記憶では桃陵苑と青い鳥でなかったですかね。ちょっと間違えたら申し訳ないです。桃陵苑と青い鳥でしょうかね、確認させて下さい。はい、分かりました。2ヶ所です。それで本当は、もう少し増やして欲しい要望があるんです。問合せや他にもこの施設は施設の中で投票出来るのかとか、そういうことがあるんですけど、この2ヶ所というのは、何で2ヶ所なんですかね。お願いします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

町内ではその2ヶ所だけなのですが、あくまでこれは認可とかそういうものと言うよりも、管理者をその施設に置かなければいけないので、大きな病院であるとかは先ほど申しましたが、県の方に申請する必要があります。あくまでその施設が、その行為を行うことが出来る。悪い言い方をすれば、やる気があるかどうかということが大きな問題になってくるかと思えます。我々も色んなところでやって頂きた

いとは思っておるのですが、これは病院の方にして下さいとかっていうのはなかなか働きかけも難しい状況でございます。そういう意味で、今現在はその2ヶ所に留まっているという状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。よく分かりました。

本当は増やして欲しいのが、要望でございます。それで、私がちょっと心配しているのは、こういうことです。代理投票のことなんですけど補助するお2人は、投票場内の係の人と決まっております。家族や介助の人が代わりに書くことは出来ません。また、障害がある方や支援する側からは、係の人から投票したい人を大きな声で確認をされたり、また誰に投票したんて聞いたり、聞かれたり、周りに分かってしまうのではないかなって心配しておりますが、そういった投票所の係の人の配慮というのはされておるのでしょうか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員のご質問に答弁させていただきます。

我々は公務員ですし、守秘義務もございます。誰が誰に入れたのか、誰が投票しに来たのか。そういうことも、あと口外することは言語道断でございます。当然のことながら誰が誰に入れたかっていうことは、周りの方に聞こえることはもちろん、話すことはございません。そういうことは職員として徹底して指導しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。安心を致しました。

それで選挙の支援カードのことに話を戻します。これは全ての本町で言うたら町民は選挙で投票する権利を持っております。しかし、選挙権があってもそれを行使出来ず、投票行動に参加出来ない人がいらっしゃいます。先ほど質問で言うたとおりでございます。以前、このことは、これまで知的障害者の方々、また認知症の方々の投票は不正防止の観点から、むしろ結果的に投票しないように仕向けられておりました。だが、これからはいかに投票してもらえるかという視点で、困難を抱える人でも投票出来る仕組みづくりに重点を置くべきだと私は考えます。公職選挙法が出来て70年経ちますが、知的障害者や精神障害者の投票が実質認められたのは2013年と、ごく最近でございます。実は、知的障害者や精神障害者は被後見人とも言われ、選挙権は認められておりませんでした。選挙権の行使は、基本的人権の中でも最も重要な権利であり、民主主義の根幹をなす事項の一つであることは、言うまでもありません。そのため、各地で選挙権の回復を求める裁判が起こされ、これを違憲と提訴した障害者らが続々勝訴し、2013年の公職選挙法改正で制限が撤廃されたのです。ただ、これは余りよく知られてない気も致します。そういったことで、これは公職選挙が出来て1950年の5月1日に施行されましたので、もう70年以上経

ってるということで、ようやく認められたということでございます。選挙、この方たちも1票を投じることによって自分の意思を表示出来る。社会のために役に立つ。本町で言いますと誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを目指していけるんじゃないかなって考えます。これからも、まだまだ、実際には、この選挙支援カードは余り広まってはいない状況でございますが、本日、私が質問をしたことによって一石を投じたように思っておりますので、是非、提案させて頂きたいと思えます。最後に、このことについて、町長のお考えをもう一度お伺い致します。

議長（村井 勉）

何が聞きたいんですか。

議員（隅岡 美子）

今のこの選挙支援カードについてでございます。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の再質問と言うよりも私の考えということだと思んですけども、今、縷々隅岡議員さんの方と私どもの総務課長との間の質問と答弁をずっと聞いておりまして、やはりそのような選挙支援ということ、これからも、もしそういう機会があれば、そういう方々にスムーズに投票が出来るような機会を設けていくということは、行政の責務だと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

町長の前向きなご答弁、感謝致します。有難うございます。

これで11番、隅岡 美子の一般質問を終わらせて頂きます。

執行部の皆様、ご答弁、誠に有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって、11番、隅岡 美子 議員の質問を終わります。

次に1番、藪 乃理子 君。

議員（藪 乃理子）

1番、藪 乃理子でございます。

2023年6月議会の一般質問をさせていただきます。

質問は全部で3つで一問一答式で、よろしく申し上げます。

2つ目は3月の議会でも、質問させて頂きました明徳会図書館についてです。

まず初めに、3月議会で質問させて頂いた内容の確認をお願いします。トイレの排水管の詰まり、2階天窗部分からの雨漏り、2階収蔵庫の換気扇の修理、2階研修室の旧庁舎から出た荷物の整理、前町長の荷物の整理、本棚の揺れ止めの確認の進捗状況とこれからの改善策をお聞かせ願いたいと思えます。

生涯学習課長（谷口 賢司）

藪議員の3月議会、一般質問のその後についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、本町の社会教育施設の長寿命化計画等について説明を行い、その後、質問の

個別の項目の説明を行います。令和3年1月に設置された多度津町公共施設個別施設計画の中にある長寿命化の実施計画では、社会教育施設の大規模改修は、概ね令和20年代に実施されることになっております。しかし、令和5年3月に実施した町民体育館の耐震診断の結果などから同教育施設の大規模改修を令和20年度代まで待つことは出来ないと考えております。このため、令和5年度中に多度津町文化体育振興事業団と協議し、大規模改修に必要な経費を算出する調査の優先順位を決定し、令和6年度当初予算において調査経費に係る予算を計上したいと考えております。また、大規模改修に係る長寿命化計画については、同改修に係る経費が判明した後に作成し、議会の常任委員会等で協議を行いたいと考えてございます。なお、大規模改修を実施するための財源については、今年度より多度津町学校教育施設等整備基金に財源を積み立てることとし、その大規模改修に備えたいと考えております。次に、個別の項目についてでございます。藪議員の3月定例会における一般質問を受けて、図書館の視察及び同館職員からの意見聴取を行っております。同館職員及び多度津町文化体育振興事業団職員と協議をした結果、2階収蔵庫や研修室等は、すぐに活用する見込みがないことから雨漏りや換気扇及びトイレの修繕は、社会教育施設の指定管理を担っている同事業団内で修繕に関する優先順位を検討し、予算の範囲内で対応することにしております。同館内の耐震対策のうち、重要な課題となる本棚の固定等は出来ていない状況でございます。このため、同事業団に対して、本棚等の固定用設備についての事業見積りを行うよう依頼しております。事業については、9月定例会において予算化を図り、今年度中の実施を目指したいと考えております。また、質問にはありませんが、玄関前のスロープについては、外壁剥離に伴う破片落下の危険性があることから剥離工事が完了するまで通行禁止とし、その代替え措置として、仮設スロープを既存スロープ横に設置致しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。

再質問なんですが、すぐに活用する見込みのないとおっしゃられた2階の収蔵庫には遠方からも読みに来られるような歴史的な本や資料がたくさんあります。換気扇が壊れていることで、とても湿度が高くて本が朽ちているということも聞いております。また雨漏りのところは2階の天窓部分で、その下には本棚もあり、本もたくさんありますので、保管、保全、保存の面でも、活用がないからといって後回しにするのではなくて、保管や保存の面からして大丈夫なのでしょうか、お聞きします。

生涯学習課長（谷口 賢司）

藪議員の再質問に答弁致します。

先ほどの答弁にもありましたとおり、図書館の職員及び指定管理をしております事業団の職員とともに現場確認を行っております。そして先日、警報級の雨が降りま

したけれども、その際にも図書館に行って確認をしております。その際には、雨漏り等はしていなかったということでございます。職員とも話をしておるんですけれども、もし雨漏り等が発生した場合には、すぐにブルーシート若しくは、それに代わるような措置をとるということでございます。また、換気扇が壊れていて、本が朽ちているというご指摘でございます。確かに換気扇が壊れておって、日によっては湿度が高い日もあるということは聞いております。その際には、換気をするなどの対応をお願いしたいということで図書館の職員が対応することになってございます。以上、答弁と致します。

議員（藪 乃理子）

対策有難うございます。

それでは次に、今年度の予算で外壁を一旦取り除き、貼り替え補修作業を行うということが決まっております。現時点で、外壁の補修作業はいつ行う予定でしょうか、お聞かせ願います。

生涯学習課長（谷口 賢司）

藪議員の外壁の補修作業時期についてのご質問に答弁をさせていただきます。

図書館の外壁工事に係る実施設計は、4月から始めております。通常であれば、実施設計後に入札、契約、工事の実施となりますが、図書館はその性質上、夏休み期間中の利用者が多くなることや自習を行う学生も一定数いることから、同期間には工事を実施せずに、9月以降に実施する予定にしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。

それでは次に、3月議会で今後、建て替えが必要であると感じているが、予算の都合で明確な時期はお答え出来ないとの答弁がありました。現時点で今後というのは、どの位先と想定しているのか、例えば数年先だとか、全くもう予想がつかないくらい先の話なのか、分かる範囲でいいので教えて下さい。

生涯学習課長（谷口 賢司）

藪議員の図書館の建て替え時期についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の図書館を含む社会教育施設や児童館等の福祉施設は老朽化が進んでございます。このため、図書館単体での建て替えではなく、図書館、児童館、公民館などの複合的な施設の建設が必要とされているのではないかと考えてございます。建て替え場所は、文教地区として旧庁舎、または旧福祉センターの跡地が候補地として想定されます。しかし、町財政の状況を鑑みたとき、建設時期は不透明だと考えております。このため、冒頭の答弁にもあったとおり、社会教育施設の長寿命化計画を作成し、計画的に補修保全を実施することになると考えております。しかし、国の制度改正や有利な補助金等の情報があれば、その時期を逸しないように迅速に対応

し、議会の皆さんと協議を行いたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。

町の財政状況から見て時期がちょっと不透明であるということは分かりました。これは再質問ではありません。次の質問です。現実的な問題として、建て替えや移動を考えなければならない時期なのではないかなと考えます。その理由としては、建物自体が安心・安全に利用出来る状況なのか疑問視される現象が起こっております。入り口の自動ドア付近の柱から下へ貝殻が混じった砂が大量に落ちてきているのを見つけて下さってます。こちらは緊急性を感じたため、4月の26日に教育課に相談に行かせてもらいました。早急に現場を見に行きますとのことでしたが、そのあと現場を見に行っていて頂いてどうだったでしょうか。お答え下さい。

生涯学習課長（谷口 賢司）

藪議員の図書館の現場確認についてのご質問に答弁をさせていただきます。

図書館に限らず、社会教育施設に係る意見や申入れがあった場合は、その施設の管理者と連絡を取り合い、その問題解決に当たっており、ご質問の図書館の問題についても現場確認を行っております。現計予算内で対応可能な軽微な課題であれば、迅速な対応が可能ですが、予算が不足している場合や多額の予算が必要な工事などの場合は、財政部局と相談し対応を検討することになります。今後も住民の方などからご意見があった場合は、大きな問題とならないよう迅速な現場確認に努めてまいります。なお、昨日、先日の警報が出た時の雨で資料館の土蔵の一部が崩れたという報告がありました。それに関しましては、早速、対応させて頂きまして、来週月曜日には、ブルーシートを張るなどの応急措置をするということにしております。このように迅速な現場確認に努めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。

再質問をさせていただきます。入り口のドア付近から見つかったその貝混じりの砂というのが海水を含んだ砂で、内部の鉄筋など、そういう錆がないのか。安全な状況なのかっていうのを皆さん気にしていらっしやいました。内部の鉄筋などの錆はございませんでしたでしょうか。お答え出来る範囲でよろしく申し上げます。

生涯学習課長（谷口 賢司）

藪議員の再質問に答弁致します。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、9月に入りまして外壁の補修工事を行います。その際に外壁に貼ってあるタイルを全て落とす予定にしておりますので、その際に鉄筋の爆裂があるとかないとか、そういったところも併せて確認をしたいなと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。

万が一、大きな災害や地震が来た場合に、利用者さん達が無事でいられるのかととても不安になります。建物が崩れたり、本棚が倒れて下敷きにならないだろうかそんな不安を抱えながら利用していくのは、とても危険だなと思います。もちろん建て替えが必要なところは、図書館以外にもたくさんあると私を含め、町民の皆さんもちゃんと分かっていると思います。しかしヒヤヒヤと怯えながらスタッフの方働いていたりだとか、利用者の方々が安心・安全に使えるのだろうかと考えますと、建て替えに向けて早急に舵を切っていく必要があると思います。これらの現状を含めて、どうお考えでしょうか、お答え下さい。

生涯学習課長（谷口 賢司）

藪議員の図書館の建て替えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁にもあったとおり、図書館の建て替えについては図書館単体で実施するのか、また、複合的な施設として実施するのかなどについて、住民の皆さんや議会の皆さんからのご意見を傾聴することから始める必要があると考えております。また繰り返しになりますが、現在の町財政では、すぐに建て替えを協議することは出来ないと考えますが、国の制度改正、有利な補助金等の情報があれば、その時期を逸しないように迅速に対応して、議会の皆さんと協議を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。

再質問をさせていただきます。答弁から町の財政状況では、すぐに建て替えを協議することが出来ないとのことですが、建て替えが出来なくても安全の面から利用を中止して対応するなどの必要性はあるとは思いませんか。調査や住民の皆さんからヒアリング中、建て替えを協議中にも利用させるのが、危ないのではないのでしょうか。どうお考えでしょうか。お答え下さい。

生涯学習課長（谷口 賢司）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

本町の財政状況を考えますと、すぐに建て替えをすることはなかなか難しいという風に先ほど答弁させていただきました。そして、一方で大規模改修をしながら、長寿命化を図っていくという答弁もさせていただきました。で、藪議員さんのご提案の一旦、図書館の利用を止めてみてはどうだろうかというようなご提案がありました。この図書館の利用人数について、少しご紹介をさせていただきます。この新型コロナウイルスの感染症の流行直前の平成30年になりますけれども入館者数が3万4,757人、貸出し冊数が6万3,188冊となっています。これがコロナ流行直前の平成30年であります。あとは令和3年度、コロナがようやく収束しかけている時の状況

でございますけれども入館者数が2万8,540人。貸出し冊数が6万2,988冊ということで、この両方を比較してみますと入館者数は、6,217人の減少となっております。しかし、貸出し冊数は、200冊の減少というところで止まっているというところがございます。ですので、この結果からも町民の図書館ニーズは鈍っていない。これまで以上に図書館の充実が求められているのではないかなという風に考えてございますので、図書館を閉め、一旦休むということではなく、やはり大規模改修なりをしながら、この事業を続けていくというのが肝要ではないかなという風に考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員のご質問に答えてまいります。

図書館というのは非常に町民にとっても、また、多度津町にとっても大事なものであります。教育上どうしても欠くことが出来ない施設になります。そして今、明徳会図書館というのは、もう100年以上の歴史のある図書館です。これを何とか維持していかなければいけない。その中で当初、ここの役場の庁舎、それから地域交流センター、これを建てる時に、その隣のパーク&ライドの駐車場があります。そこにパーク&ライドを別の団体にやらしてもらったらどうですかというお話を持って行きました。それで検討してもらってたんですけども、もしパーク&ライドが他の団体がやって頂けるんだったら、あの土地に図書館を持っていこうと考えておりましたが、ただ、すぐというのではなくて、もちろん財政的にどうなるかっていうことを考えた上での構想になりますけども、そういう風に考えてました。この庁舎と地域交流センター、そのあとはもう必ず図書館は早く建て替えをするっていうよりも、今は耐震診断をしなくても耐震が出来てると。国の方が、お墨付じゃないけども耐震診断しなくてもいいよ。耐震出来てるからというのは、昭和56年以降に建てた建物に対しては、耐震診断をする必要はないんです。それで今、図書館は、そういう56年に出来てますので、耐震診断する必要がありませんので、まずは、庁舎の公共施設の中で、私の優先順位を決めた中で、消防庁舎とかそれから多度津中学校、白方小学校、それから跨線橋、ここと地域交流センター、これをまず建て替えをしました。こっちの方が耐震が出来てないんで。これは、大きな地震が起こったらすぐ壊れてしまう。そういう風な診断でありましたし、私がまだ町会議員の時からここを・・・、ご免なさい。ちょっと時間が申し訳ないんですけど、ちょっとご説明しとかないといかんと思ったんで、今までの経緯とかですね、それ、ちょっとお話をさせて頂いてるんですが、まずは、耐震が出来てないところから、建て替えをしていきました。しかし、この役場とか、それから消防庁舎、多度津中学校、跨線橋、そういうものは、私が町会議員の時、前の町長の時に、そういうことも出てきましたが、やはりその時に出来なかった。それが全部、私の代になってそれをやっておりますので、その時にこれからも優先順位を決めてやってまいります。その図書館

というのは、優先順位が高いということだけお話をさせていただきます。答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

答弁有難うございました。

私もちょっと質問の仕方がちょっと悪かったんですけども谷口課長にお伝えしたのは、利用を中止させる。閉めるというのではなくて、ちょっとシステムさえ使えれば、図書館の機能というのは維持出来ると聞いていますので、白方の幼稚園の跡地でしたりとか、あとは地域交流センターの一部をちょっと図書館に充てるだとか、あとは移動図書館だとか、そういう違う方法とか場所をちょっと変えて、ちょっと小規模でも安心して利用出来るような場所がいいんじゃないかと言いたかったです。財政状況も分かっていますが、町民の皆さんが、やっぱり駐車場の問題ですとか、そういうこともあって使いづらい。図書館をやはり子どもたちに、使いやすい場所に、居場所にしてあげたいという思いがとても強いので、優先順位が高いとお聞きして、また建て替えが行われていくのを見守りたいと思います。有難うございます。それでは次、続いての質問に行かしてもらいます。2つ目は、まちづくり公社についてです。

まず、まちづくり公社というのがどういうものなのか、改めて説明をお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員のまちづくり公社というのは、どういうものなのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まちづくり公社は、多度津を元気にするために官と民が連携をし、民間の資金力や活力、ノウハウを活用して地域力を高め、本町の持続的な発展を目指していくことや町内にある各種まちおこし団体等を繋ぎ、地域全体で、様々なことに取り組んでいける基盤を整えていくことという2点を目的に設立をし、地域経済の活性化や地域コミュニティの活性化に繋がる事業に機動的に取り組んでいく組織と考えております。会社の設立形態は一般社団法人を想定しており、主要事業として地域商社部門において、ふるさと納税の代行業務や町内事業者の商品開発支援、販路開拓支援を行い、観光まちづくり部門において、観光振興や移住支援、空き家活用等を行う予定としております。簡潔に申しますと、公社とは収益事業により自走しながら、まちづくりに係る事業に柔軟に取り組むとともに地域の事業者や各種団体等の間や民間と行政の間を繋いでいく組織を想定しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ご答弁有難うございました。

地域活性化やコミュニティの活性化に繋がる事業ということで、まちづくり公社自体の考え方は、とても素晴らしいと思います。再質問で、自走していくまでに何年

位かかると想定していらっしゃるでしょうか。その間は、町税から予算を組む予定でしょうか。お答え願いたいです。

政策観光課長（土井 真誠）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まちづくり公社の自走期間でございますが、今現在、実施計画の方で想定しております期間と致しましては、設立後3年間位を考えております。また自走するための事業でございますが、ふるさと納税の代行業務であったりとか先ほど答弁させていただきました事業者の産品開発支援であったりとか販路開拓支援、そういった事業等を行いながら、自走するための資金の方を貯めていって、ゆくゆく、まちづくりに関するような事業に繋げていきたいというような、そういった計画となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。

先ほど答弁にもありました、済みません、まちづくり公社というのは、官民が一体である。とお聞きしております。官民一体というのがどういうことなのか。また、この場合の民とは何を示しているのか具体的な説明をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

藪議員の官民一体というのは何なのか。また、この場合の民とは何を示しているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、この場合の民とは、多度津町に関わる行政以外の全ての方々のことです。公社設立に当たっては、町のみならず、民間企業や団体から広く出資を募ることを想定しております。公社の設立は、町が先導致しますが、設立後は地域関係者により、公社を大きくしていくことが理想であると考えております。官である行政が空き家対策や移住促進事業に取り組みつつ、行政だけでは実施が困難な業務を民間目線で、公社が効率的に取り組む。また、既に地域のまちおこし団体等が行っている活動に公社がさらに人を呼び込むといったように、行政、民間それぞれの活動を公社が支援し、公社は活動の支援に対し、対価を得ることで、行政、民間、公社3者の取組を推進し、地域全体の活性化に繋げていくことが、官民一体のまちづくりであると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。

民というのが行政に関わる以外の方々だということが良く分かりました。それでは次に、まちづくり公社と、まねきねこ課、観光協会との違いは何でしょうか。具体的な説明をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

藪議員のまちづくり公社とまねきねこ課や観光協会との違いについてのご質問に

答弁をさせていただきます。

まちづくり公社とまねきねこ課や多度津町観光協会との違いは、大きく2点あると考えております。

まず1点目としては、事業内容が限定的であるかどうかという点でございます。まねきねこ課は、町が策定しておりますタウンプロモーション戦略に基づくタウンプロモーション事業を機動的に行うことが目的であり、活動内容もタウンプロモーションに特化しております。また、多度津町観光協会につきましては、観光事業の振興を図ることを目的に観光に特化した事業を推進しております。一方で、公社は地域商社としての機能と併せて観光振興や移住促進、情報発信を一元的に取り組んでいく組織であるという点が違いであると考えております。

2点目は、営利活動についてでございます。まねきねこ課や多度津町観光協会については任意団体であり、物品の販売や会費、協賛金の募集により、自己財源の確保には努めておりますが、町からの補助金を主な運営経費としている現状でございます。一方で、公社は、法人として営利活動を行い、そこで生み出した利益をまちづくりに係る事業に充てていく計画としております。公社とまねきねこ課、多度津町観光協会とは重複する活動もありますが、それぞれの強みを活かしての連携やそれぞれの団体の在り方につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。

では次に、この場合のまちづくりというのは具体的にどういうことでしょうか、観光業の発展なののでしょうか、具体的な説明をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

藪議員のまちづくりというのは、具体的にどういうことかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

公社で取り組むまちづくりとは、地域の資源を活用して地域の魅力や活力を高めることです。具体的な例としましては、観光商品の造成や観光情報の発信などの事業により、交流人口、関係人口の増強を図るとともに移住支援や、空き家を改修して貸し出すサブリース事業など移住・定住、空き家の有効活用に結びつけるといったハードとソフトの両面からの事業展開を想定しております。しかしながら、公社設立当初からこれらの全ての事業を行うことは、人的、財政的な理由から困難でありますので、段階を踏んで、将来的に事業を拡大する計画としております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。

これは、再質問というんですか、こちらは町長の方にお伺いさせていただきます。今あ

りましたまちづくり、地域の資源を生かして地域の魅力や活力を高めるということなんですけれども、今は、まちづくりの前に人づくりが必要ではないかなと考えています。まちづくりという場所や物の前に、町民の皆さんである人、その理由としては、やはり投票率にも現れていますように住民の町政に対する興味・関心がとても低い、薄れていると実感します。その中でこの公社、官民一体、民が行政に関わる人以外の町民であるということで、こういう状況で、町民が参加して下さるのかっていうのが、すごく疑問で、まねきねこ課、観光協会の方々もボランティアなどで参加してくれて守り上げようとして下さってます。そういう方々、同じ方々が重複してボランティアを行うだけとか重複されるだけになってしまうのではないかなと懸念しております。積極的にやっぱり若い世代の投票率が主に低かった世代にも、町政に興味を持ってもらう、関心を持ってもらうという人づくりの方を最初に必要ではないかと考えるのですが、町長はどうお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員のご質問にお答えをしてみたいです。

私はまちづくりをしながら、人づくりを行っていかうと考えています。まちづくりと人づくりは同じ土俵にあると思っけてます。まず、タウンプロモーション事業っていうのを行っけています、まねきねこ課ですけども、このまねきねこ課の事業は、それは人づくりだと思っけてます。その人づくりを行っけていくことによって町民の皆さんに町づくりに関心を持って頂く。そして参加をして頂く。その中で色んなことを事業、それから施策、それから会員の皆さん方がそこで話をする。そういうことでお互いが切磋琢磨されて、人づくりに繋がっけていくんではないかと思っけています。そういう中で、今ちょっとおっしやっけてた投票率が低いと。投票に余り行かない。そういうことに関しても同じような考え方が出来ると思っけています。それはやはり関心がないから行かない。町民の皆さん方にどのように関心を持って頂くか、そういう命題、問題は、同じだと思っけてます。観光まちづくりにどの位関心を持って頂けるか、そういうことを行っけていくことによって人づくりが出来ていく。政治に対する考え方、また選挙、選挙というよりも町政に対する考え方、またそういうことを町民の皆様方にお知らせをして、そして、町が今何をやっけてるのか、どういうことで行っけてるのか、そういう行政とか議会とかですね、そういうところが行っけてることを皆様方にお知らせをして、そしてそのことによって町民の意見をお伺いをしたり、また議員の皆さんが町民のところへ行っけて色々とお話をする。そのことが、投票率が高まっけて来るということにも繋がっけていくんじゃないか。今、ちょっと申し上げたいのは、同じように町民の皆様方とお話をしたり、それから、そういう意見を聞いたり、一緒に何かの行動をしたり、そういうことが大事ではないか。まちづくりをする上においては、やはり町民の皆様方とともに話をし、そしてどうい

う風に作っていくのか、これは、まねきねこ課の中でタウンプロモーション事業と
いうのを行いました。その時は、町民の皆さん方と私どもの職員が一緒になってや
って、桜たんページェントというのを作り上げました。その時は、民間の方とそ
れから町の行政の人間が本当に一つになって色んな意見を交わしながら、色々と相
談をしながら、そしてその中で、生まれてきたのが、桜たんページェントです。
ですからそういうものを生み出していく。ということが大事なことであって、ちょ
っとお話は違うと思うかも知れませんが、投票率を高めるということに対しても
考え方は一緒だと思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。

今の町長のご答弁を聞いて率直に、まちづくりイコール人づくりであると考えてい
ると聞きまして、まねきねこ課としては人づくりを行っている。そしたら、プラス
アルファをそこの足りない部分をまねきねこ課を補強して作るというのでは駄目な
んでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

済みません。考え方の中では、まちづくり公社というものの中に、まねきねこ課
も入り、観光協会も入り、色んなまちづくりに関すること、それが入って来る訳で
す。まねきねこ課の活動、これは非常に大事なことで、これからも続けてまいりま
す。タウンプロモーション事業というのを行いながら、そのタウンプロモーション
事業という中で、それぞれの官、私どもの職員とそれから町民の皆さん方、まちづ
くりにごく熱心な皆様方、そういう方々が何を作るのか。どういうことをやって
いこう。この2者の中で物事を作っていく。物事を作っていくってそれを発表する。
それはイベントなり何なり、発表する。そのことで、まちづくりなり、そういうこ
との勉強になるということか土壌が出来てくるんじゃないかな。そしたら今度はまた
別のことを行っていく。そういうことに繋がっていく。と思っています。それが、
タウンプロモーション事業の中における官と民の連携ですね。それが人づくりに繋
がっていくと。これはもう確信してます。よろしいでしょうか。ちょっと説明がま
ずかったかも知れませんが、また質問して下さい。答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。ちょっと余り理解出来なかったもので、また勉強します。ちょ
っと平行線になりそうなので。率直に今、人づくりというかタウンプロモーション、
まねきねこ課ってというのが、もう、まちづくり公社の前身になってるのではないか
な。新たにまちづくり公社を作る必要があるのかなという風に考えながら聞いてし
まいました。

では、次の質問に入ります。このまちづくり公社に対する明確な事業プラン、事業
計画書などはありますか。住民の皆様にも分かりやすいように説明をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

藪議員の明確な事業プランや事業計画等は、あるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。公社の事業計画につきましては、設立形態や事業内容の検討、資金シミュレーションなどを行い、ベースとなる事業計画の策定を行っております。今後、公社の運営を実際に行うメインプレーヤーである統括マネージャーの任用を行い、会計士等の専門家の方のお力添えを頂きながら、町と統括マネージャーが2人3脚で、民間の方々のご意見をお伺いし、現在の計画を基に、より具体的な事業計画や資金計画を策定していく予定としております。素案が出来ましたら適宜ご報告をさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。

これは土井課長の方がいいのか、町長の方がいいのか分からないんですけども質問をさせていただきます。今ありましたメインプレーヤーというのが、言葉からもあるようにメインということで、ある意味トップの方だと思っておりますが、今この縦の関係というのが、トップのメインパーソンが居て、その下に町民の人が居ってという縦の関係が果たして良いのか、今の時代の流れから言うと横の関係。トップというか第三者扱い、外部から人を呼んで来るのは、新しい冷静な目線で新しい考えを吹き込んでくれるような第三者と一緒に、横の関係で繋がるというのが理想であるのかなと思うのが1点と、あとは、そのメインプレーヤーの選定っていうのが全てであると言っても過言ではないかなとすごく思います。それだと人との御縁ですので、すごく運や賭け的なギャンブル的な要素がすごい強いなと私は感じてしまいます。今まで外部の人が多度津町に来てくれて、多度津町を盛り上げようとしてくれるっていうことは、過去にも多々あったと思うんですけども、そういう外部からプレーヤーがやって来て、多度津町に馴染んでいくのとかにも、すごく時間が掛かると思うんですけども、その横や縦の関係がいいのかとあとメインパーソンについてお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

藪議員のおっしゃるとおり、このメインプレーヤーであります統括マネージャー。これが公社の運営の中心となります。設立から運営までということになりますので、こちらの方が真に地域活性化に資するような人材でないといけないと思います。公社が成功するかどうかの鍵というのは、こちら統括マネージャーを雇用する上で非常に重要な部分となります。公社のメインプレーヤーにつきましては、公募により募集を行いますけども募集した結果、例えばですが、1名しか応募がなかったというような状況、そういった場合でも必ず雇用するという訳ではなくて、書類審査であったりとか面接等をしっかり行った上で、この統括マネージャーとして相応しい

人物かどうかというのは判断した上で雇用をさせて頂きたいという風に考えております。また、縦の関係でなく横の繋がりということでしょうか。このまちづくり公社自体も官と民を繋いだり、民と民を繋ぐというような形で横の連携というような形をとっていくような、そういうようなイメージでおりますので、縦と言いますかそういう横の繋がり、まちづくり団体とまちづくり団体を繋いだりとか、町とまちづくり団体と町民の方を繋いだりとか、そういった部分もあるという風に考えております。あと、外部プレーヤーを呼び込んだ場合ということですが、外部の方を町外からお呼びした場合には、よく地域の方から色々軋轢があるというご心配だと思っておりますけども、色々町外から人を呼び込んだ場合にメリット部分もございまして、町民が気づきにくいところ、町内の魅力というようなところを町外の方が気づくとか、あと外部のそういったシガラミがないであるとか色んな部分でメリット部分はあると思います。ただ、やはりその地域の方に受入れられるということが必要だと思いますので、町の役割と致しましても、やはりメインプレーヤーの方と一緒に2人3脚で研修を行ったりとか説明会を行うなど地域の方に受入れて頂けるような、そういうようなことをしながら、一緒にまちづくり公社設立に向けて努めてまいりたいという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

余り時間がありませんで、最後の質問なんですけれども、やはり町長が先ほどおっしゃってくれた答弁っていうのが、まだ理解出来ていなくて、それこそ本当に私は、Uターンで移住し、帰って来てから、まねきねこ課の方に参加させてもらってるんですけども、やはり先ほどおっしゃった桜んたんっていうのが、とても成功というか、ちょっとずつ規模が大きくなって、訪れる方もどんどんちょっとずつ多くなって来ています。でもボランティアの方々なので、仕事が終わった後とか、あとは、お休みの時に時間を割いて、そうやってタウンプロモーションをしてくれてます。そういう多度津町を盛り上げようという方々なんですけど、年々桜んたんの規模、年々大きくなっていくにも拘わらず、予算が年々削られていっています。で、やっぱり桜んたんは今年もとても好評で、ツアーを組んででも東京から来たいと言っているところがあるという風にも聞いております。そういうところにまちづくり公社というのではなく予算を割いてもらいたいなとも思いますし、今あるものをとても大切に評価して頂きたいなというのを踏まえて、やはり、まちづくり公社が今、本当に必要なのでしょうか。その理由を教えてください。

政策観光課長（土井 真誠）

藪議員の今、このまちづくり公社が必要な理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

従前より町内の産業、観光振興を推し進めていく組織の必要性やその在り方につきましては、町内各所で議論されておりました。本町と致しましても人口減少に起因

する今後の税収減や高齢化に備えるため、地域経済の活性化や地域コミュニティ機能の強化等に繋がる事業を機動的に取り組む組織が必要であると考え、これまで検討を進めてまいりました。少子高齢化や人口減少が進行する中、公社を早期に設立し、関係人口の拡大、ふるさと納税等による町外からの収入の獲得や地域内の繋がりを強化を推し進めていく必要があると考えております。公社設立が地域経済の活性化や地域活性化に繋がり本町を持続的に発展させるものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。

まちづくり公社についての質問は終わりなんですけれども、3つ目の奨学金制度にちょっと2分だと難しいなと思うんですけども、こちらは、今度9月に回してっていいんでしょうか。

はい、じゃあ、そうさせていただきます。以上で終わります。

議長（村井 勉）

これをもって、1番、藪 乃理子 議員の質問は終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

古川 幸義 議員。

議員（古川 幸義）

先ほどの隅岡 議員の丸尾町長への答弁を求める際に、議長は何を聞きたいんですかという発言をされました。これは、議場で議会の采配をする議長の指示としては不適切と存じます。議員は発言の自由を与えられております。これは議長が何を聞きたいんですかという言葉とを発言されましたが、これは、質問の確認をされたという意味と、もう一つは、議員を侮辱したこととも捉えられますし、また、発言を制したという風にとられます。これは不適切な発言だと私は、注意致します。昨日、森局長の方にも私の再質問に対しまして、何を聞きたいんですかという質問をされました。これは非常に不適切だと森局長の方へ申しましたが、連日、続けてそういう風な発言をされましたので、今後、注意をお願いしたいと思います。

議長（村井 勉）

質問の内容というか、真意を聞きたかっただけで。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

隅岡 美子 議員。

議員（隅岡 美子）

真意を聞きたいのなら、私から発言しとる内容で十分伝わったはずですよ。と私は確信しております。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

古川 幸義 議員。

議員(古川 幸義)

今後、我々同じ議会の議長は、我々議会の代表でございますから、十分誤解のないような発言をお願いしたいと、私どもから要望でございます。

(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ここで暫時休憩致します。

再開を15時に致します。よろしく申し上げます。

休憩 午後2時40分

再開 午後3時0分

議長(村井 勉)

休憩前に引き続き、再開致します。

次に、14番、尾崎 忠義 君。

議員(尾崎 忠義)

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和5年6月多度津町議会、第2回定例会におきまして、1.防災対策と避難計画について、2.マイナンバーカードの健康保険証への運用の問題点について、3.新型コロナウイルス感染症の5類移行についての3点を一問一答方式により、町長、教育長及び各関係担当課長に対し質問を致します。

まず最初は、防災対策と避難計画についてであります。最近、地球温暖化等による各地での異常気象が起きております。気象庁は5月29日、九州北部と四国・中国・近畿・東海が梅雨入りしたと見られると発表しました。平年に比べ、九州北部は6日、四国は7日、中国と近畿、東海は8日早くなりました。高松気象台では、四国地方の梅雨入りは平年より7日早く、昨年より13日早い。5月の梅雨入りは、2021年以来、2年ぶりで、過去10年では2番目に早いということでありました。そして、前線は次第に南下してくる見込みで、30日にかけて大雨になる恐れがあるとして、土砂災害や河川の増水、低地の浸水に注意するよう呼びかけました。また近年は、地震や大型台風などの大災害が多発しており、特に南海トラフ大地震を予兆する事象が現れております。地震では、去る5月5日、午後2時42分頃、石川県能登地方を震源とする地震があり、同県珠洲市で最大震度6強を観測、気象庁によると地震の規模を示すマグニチュードは6.5と推定され、1人が死亡、34人が負傷、住宅全壊が9棟、半壊が9棟、一部破損家屋は452棟でありました。能登地方では、

2020年12月から地震活動が活発化し、22年6月にも珠洲市で最大震度6弱の地震が起きております。珠洲市では、高齢者の人口が過半数を占めております。また、5月11日、0時11分には、トカラ列島近海、震源20kmでのマグニチュード4.4の地震、同日午前4時16分。千葉県木更津市で、2012年3月以来の震度5強の地震、地震の規模はマグニチュード5.2。津波はなかったのですが、千葉、神奈川両県では、計8人が怪我をし、照明器具の落下やエレベーターの停止が相次いだとのことでありました。続いて、宮古島でも地震があり、最近是多発傾向にあります。そこで、お尋ねを致します。以下12点でございます。

第1点目は、地域防災計画、地域避難計画は、我が町はどうなっているのかをお尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の地域防災計画、地域避難計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、平成19年度に多度津町地域防災計画を策定しており、以降、近年の災害情勢に合わせた災害対策基本法の改正や国の防災基本計画、香川県地域防災計画との整合性を図るため、適宜、見直し等を行っております。また、地域避難計画、いわゆる地区防災計画につきましては、地域の住民や事業者が共同して行う当該地区における自発的な防災に関する計画であり、本町では自主防災組織が地域の実情に合わせて策定しており、本町において5つの団体から策定済みとの報告を頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今の再質問でございます。5つの団体名について、お尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の再質問に答弁させていただきます。

申し訳ありません。ただ今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど委員会等で報告させて頂きたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目でございます。町内地域立地の特異性はどうなるのかお尋ねを致します。これにつきましては、1.避難場所までの経路、2番目に地震による道路被害の可能性、3点目には南海トラフ巨大地震想定による津波水位予測、つまり被害想定調査であります。4点目には避難エリア、予防の居住状況はどうか、5点目に避難対象人口はどのくらい。6点目には地域別の避難方向はどうなるか、この6点についてお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の町内地域立地の特異性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町は瀬戸内海に面しており、高見島、佐柳島という離島を有するとともに、陸地

部は各河川の下流域となっていることから津波や高潮、大雨等による影響を受けやすい地域でございます。また、県が指定する土砂災害警戒区域や多くのため池等が点在するなど、様々な災害への対策が必要な地域であると考えております。

そのような背景から、本町では想定津波浸水深や浸水被害想定区域などを見える化したハザードマップを作成公表しており、それぞれの災害に応じた避難方法を個々に計画することが可能となっております。昨年の台風第14号では、高潮を警戒し、沿岸部2,451世帯に避難指示を発令するなど想定される災害によって避難対象者を決定することとしております。今後におきましても予測される災害の状況により、柔軟に避難情報等を発令してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に3点目でございます。阪神淡路大震災、東北大震災などの事象が起きたらどうなるのか。

1点目には小規模災害、中規模災害大規模災害の想定についてお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の阪神淡路大震災、東日本大震災などの事象発生時の想定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

阪神淡路大震災や東日本大震災に匹敵する大地震である南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震が発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的、物的被害をもたらすとともに住民の生活に極めて深刻な影響が想定されております。県では平成24年から平成25年度の2年にかけて、香川県地震・津波被害想定調査を行い、地震のタイプや震度による被害想定を公表しております。

本町で想定される被害は、南海トラフの最大クラスでは最大震度6強が発生し、1,900棟の建物が倒壊、津波等によって170名の死者、790名の負傷者が想定されております。また、南海トラフの発生頻度の高い地震では最大震度6弱が発生し、20棟の建物が倒壊、負傷者20名が想定されております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。避難経路における通行障害の想定はどうか。それには、1. 避難経路上の土砂災害の危険箇所、これは警戒区域でございます。2点目に道路損傷の場合はどうするのか、3点目に急傾斜地、崩壊危険区域図はあるのか。4点目には町内のブロック塀倒壊想定箇所は、5点目に構造物健全性の状況でございます。例えばトンネル、橋梁、公共施設の平常時と損壊可能性についてお尋ねします。6点目には港湾・漁港の損傷予測はあるのか。これは町内沿岸地で2島、つまり高見・佐柳島でございます。その地震津波被害の想定調査をするのか。7点目には避難経路の渋滞でございます。これは1kmあたり100台の車両が存在しますと徒歩よりも遅い渋滞の予想がされる訳でございます。8番目にはグリットロック現象が起こります。いわゆる車同士の睨み合いで、いずれの方向にも動けなくなる現象

でございます。9点目には避難先までの所要時間、これは避難元から避難先までの距離と所要時間はどの位になるのか、以上、9点についてお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の避難経路における通行障害の想定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましても各避難所までの経路上には様々な危険箇所がありますので、ハザードマップでご確認頂きますようお願い致します。また、住民の方に対しましては、建築物の耐震診断等の補助制度の周知やブロック塀等の転倒防止についての情報提供や指導等を行っております。

次に、本町の南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合の道路や港湾の被害想定につきましては、道路の損壊が10箇所程度、港湾等については、少ないが被害があるとされております。

次に、地震により発生した津波からの避難についてですが、車による避難は議員のおっしゃるとおり、渋滞に巻き込まれ動けなくなる可能性があるため、徒歩での避難が推奨されております。

次に、避難先までの所要時間につきましては、それぞれの地域で異なりますので、ハザードマップ等を活用して、自宅や職場から近くの避難所までの所要時間を確認して頂きたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に5点目でございます。情報伝達の困難性があると思われませんが、2点ほどお伺いします。これは、1点目には避難タイミングの判断は非常に困難であります。2点目には移動時期、移動方向の判断は現実的には困難ではないか。以上、2点についてお伺いを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の情報伝達の困難性についてのご質問に答弁をさせていただきます。災害時において町民の皆様が避難するためには、広く緊急事態が発生していることを伝えることが重要だと考えております。このため、本町では災害時に防災行政無線を初め携帯電話事業者への緊急速報メール、広報車、町ホームページへの掲載など、多様な情報伝達手段を活用しております。また、災害に係る様々な情報を自ら収集出来る香川防災ウェブポータルや防災行政無線放送内容確認ダイヤルなども活用して頂きたいと考えております。本町では町民の皆様の安全を守るため、災害時に必要な情報が確実に伝わるよう、これからも情報伝達手段の多様化に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に6番目でございます。屋内退避が困難性があると思われませんが、これについてお尋ね致します。1点目は町内建物の被害予測はどうか。つまり南海トラフ巨大

地震でございます。これは陸側と海側、つまり2島の島を含むということでございます。2点目には町内の上水道の被害予測はどうなるのか。これについては、給水人口、何人。直後、1日後、1週間後、1箇月後、この断水人口と断水率はどうか。3点目には町内電灯の被害予測でございます。これは電灯の軒数、直後、1日後、2日後、7日後の停電の継続、夏のエアコンは不可であると思うがどうか、4点目にはライフラインの損傷でございます。これは、1点目には一般国道、2点目には高速道路があり、3点目には主要地方道がありますので、この状況について、お尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の屋内退避の困難性についてのご質問に答弁をさせていただきます。南海トラフ等の巨大地震が発生した際は、家屋に損害が出るだけではなく、水道や電気等のライフラインに大きな被害が発生し、停止することで自宅に止まることが困難となることが予測されております。そのため、ライフラインの復旧は最重要事項となっており、電気・ガス・水道等の指定公共機関による復旧計画や県による道路警戒計画などにより、優先して復旧に取り組むことになっております。なお、水道人口とかの損害とかの数字は把握出来ておりませんので、ご了承下さい。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に7点目でございます。避難所までの危険性があると思われれます。これについては、1.避難先での被害が多く、生活が困難になるのではないかと。2点目には防災計画上での支障が出るのではないかと。3点目には避難所は津波警報が発令されれば、使用が出来ない。つまり、高見・佐柳の2島は該当するのではないかと。以上、3つについてお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の避難所までの危険性についてのご質問に答弁をさせていただきます。多度津町地域防災計画において公表している指定避難所・指定緊急避難場所の一覧表には、それぞれ対応する災害を提示しており、指定避難所には対応する災害に関する案内看板も設置しておりますので、ご確認頂きたいと思えます。また、先ほど答弁致しましたとおり、避難所までの経路には様々な危険があることも予想されますので、町民の皆様には、ハザードマップで確認して頂きますようお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に8番目でございます。集団輸送・移送の困難性があると思われれます。これには、1.自力移動困難者向けの集団輸送対象施設はどうか。これは、子ども・高齢者・福祉施設の入所者が対象になると思われれます。2点目には町内にはバス会社がない。ということであります。3点目にはストレッチャーの要搬送者がいるという

ことでございます。実際に訓練実測では、1名、5～6分要したとの例がありますが、車両もピストン輸送が必要になるが現実には困難ではないか。3点についてお伺いを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の集団輸送・移送の困難性についてのご質問に答弁をさせていただきます。自ら避難することが難しい子どもや高齢者等が多く利用する要配慮者利用者施設においては避難体制の強化を図るために、避難確保計画の作成が義務づけられており、各施設において避難訓練等が実施されております。今後につきましても各施設と連携をとることで、災害時に要配慮者利用施設の方々が円滑に避難出来るよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に9点目でございます。災害別に見やすいハザードマップを刷新し、防災マップと共に個人記入が出来る防災手帳を発行すべきだが、どうか。これについてお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員のハザードマップの刷新に併せて防災手帳を発行することについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては令和2年度に総合ハザードマップを作成し、全戸配布を行っておりますが、県において弘田川や桜川、高潮等による浸水想定区域が新たに発表されたことから、令和5年度に更新を行う予定でございます。その際にマイタイムラインなどの防災情報を記入することが出来るページを掲載し、配布する予定としております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に10点目でございます。各地区での防災講座及び避難訓練の再開をすべきだが、どうか、この件についてお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の防災講座及び避難訓練再開についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町では、令和2年度に予定しておりました豊原地区総合防災訓練が新型コロナウイルス感染症の影響により延期を余儀なくされております。令和5年度におきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行され、イベント等の開催に伴う対応方針の規制等が見直されたことから、総合防災訓練や防災講座等を開催し、防災意識の向上等を図りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に11点目でございます。（2）防災ラジオを設置して欲しいとの地域での強い要望がありますがどうなのか、これについてお伺いを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の防災ラジオの設置についてのご質問に答弁をさせていただきます。
本町では平成27年に防災行政無線を整備した際に、防災ラジオ等の全戸配布を検討しましたが、概算で3億円と高額であることなどから導入には至っておりません。
本町における情報伝達手段としましては、緊急速報メールの活用や災害に係る様々な情報を収集出来る香川防災ウェブポータル、防災行政無線放送内容確認ダイヤルを利用しており、引き続き周知啓発を行うとともに住民の皆様により伝わる情報伝達手段を研究してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を行います。ただ今の防災ラジオの件でございますが、かつては申請すれば無償貸与、あるいは貸出し制度があったと思われませんが、現在では、どうなっているのかお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎委員の再質問に答弁をさせていただきます。
少なくとも防災ラジオに関しましては、そういう貸出しをやったという記憶はございません。私の勘違いでなければ、なかったと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

過去には、各地区であった訳でございます。次に12点目でございます。避難所に熱中症予防として今後のエアコンの設置を早急にすべきだが、どうなのかをお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の避難所における熱中症対策としてのエアコン設置についてのご質問に答弁をさせていただきます。

避難所における生活環境は避難者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となります。また、避難所での生活が長期間となる場合、慣れない生活環境からストレスが蓄積し、心身に悪影響を及ぼすことが報告されており、避難所の環境整備が求められています。

本町では長期間の避難所での生活によるストレス等を軽減させるため、プライバシーの保護や感染症等に配慮したパーティションや災害時に大きな問題となる簡易トイレ等を備蓄するなど生活環境の整備に努めておりますが、大規模な災害が発生した際は、多くの人の避難に対応するためには広い空間に避難所を設置することとなります。その多くが小・中学校等の体育館となることから、学校施設管理者との調整が必要となることに加え、広い空間に対応した空調設備の整備には多額の費用が掛かることから現時点では難しいと考えております。

しかしながら、熱中症対策を含む避難所の生活環境の整備につきましては、引き続き研究するとともに避難者の方の心身に配慮した整備についても検討してまいりま

す。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

去る6月1日、木曜日、この時には警戒警報が1日、2日間で出ました。6.5ミリでございます。1日は。それから6月2日の金曜日には57.0ミリ、計63.5ミリの2日間にわたっての大雨の降水量を多度津では記録をしておりますが、これからの梅雨末期を迎えて、ますます危険度が増すと思われまますので、以上の12点について十分な検討と対策をして頂きたいと思ひます。

次に、マイナンバーカードの健康保険証への運用の問題点についてであります。5月13日、土曜日付け読売新聞は1面トップで、マイナ保険証に別人情報紐付けミス7,312件と報じました。マイナンバー法等改定案は任意のはずのカードの健康保険証等を廃止して、マイナンバーカードに強制するものであります。健康保険に加入する被保険者に保険証を届けることは国や保険者の義務でございますが、それを被保険者が申請しなければ交付されない仕組みに変えるものだと、今、大問題になっております。申請が困難な重い病気などの人が保険から排除される危険性があります。60年間続いてきた国民皆保険制度の大原則を崩しかけない非常に深刻な問題でもあります。現行の健康保険証では、保険証は届くもの。病院で見せるだけ。制度利用は社会保障、税、災害対策に限定されておりますが、マイナカードの新制度とは保持者は5年ごと、不取得者は1年ごと申請、提示後、顔認証か暗証番号が必要。そして、あらゆる分野に拡大、年金は自動紐づけとなります。マイナンバー制度は政府が住民一人一人に生涯変わらない番号をつけ、多分野の個人情報を紐づけるものであり、プライバシー侵害のリスクは避けられません。現行制度では社会保障、税、災害対策の3分野に限定してありますが、法案は全ての行政分野でマイナンバーの利用を推進します。さらに年金支給口座を手始めに、本人から不同意の回答がなければ、自動的にマイナンバーと紐づける特例を盛り込んでいる訳であります。健康保険証を廃止し、本来、任意で申請するマイナカードを保険証にすることは、いつでもどこでも誰もが保険証1枚で医療にかかれる国民皆保険制度の根幹を揺るがし、国民の命と健康が脅かされる大問題であります。政府はマイナカードを申請出来ない人には、資格証明書を発行するとしておりますが、こちらも申請しなければなりません。申請漏れなどによる無保険扱いの人が多数生じかねず、強行すれば混乱は必至であります。健康保険証の廃止は、要介護の高齢者などマイナカードの取得や管理が困難な人に重大な影響が及ぶことが懸念されております。別人の情報をもとに医療行為や薬剤の投与が行われることは、生死に関わる問題でもあります。保団連、つまり保険医の団体連合会のアンケート調査でも高齢者施設の94%がマイナカードの管理、つまり暗証番号も含むこととでございます。これは出来ないと回答を致しております。国民も患者も医療機関も望まないマイナカード保険証への一体化は中止すべきで、健康保険証の廃止はやめるべきであります。そこで、お

尋ねを致します。1点目は、町内のマイナカードの取得者数は現在何名で、何%なのかお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の町内のマイナンバーカードの取得者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

最新の集計結果によりますと令和5年5月21日現在、町内の取得者数は16,333名であり、交付率は72.94%となっております。因みに町内における申請件数は18,873名であり、申請率は84.28%となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に2点目でございます。町内でオンラインによる資格確認を始めているのは、医療機関で幾つかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の町内でオンラインによる資格確認を始めている医療機関が幾つかのご質問に答弁をさせていただきます。

町内でオンラインによる資格確認を行っている医療機関は令和5年5月21日時点において、25機関のうち14機関でございます。令和5年4月より原則として導入義務化されておりますが、医療機関のシステム整備が間に合わない等やむを得ない事情がある場合は、令和5年9月末までの経過措置があります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に3点目をお尋ね致します。今、別人の医療情報を表示したケースや自分と他人の情報が同時に出てくる事例があったそうでありましたが、本町ではどうだったかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の別人の医療情報を表示したケースや自分と他人の情報が同時に出てくる事例があったそうだが、本町ではどうかのご質問に答弁をさせていただきます。

マイナ保険証で別人や2人以上の医療情報が表示されたという事例は、本町では報告されていません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。マイナ保険証を持参したのにシステムに反映されておらず、従来の保険証を一緒に持って来ていなかったため、無保険扱いとなり、患者に一旦、医療費を10割請求したケースも目立ったそうでありますが、本町ではどうかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員のマイナ保険証を持参したのにシステムに反映されておらず、従来の保

険証を一緒に持って来ていなかったため、無保険扱いとなり、10割請求したケースが本町ではどうかのご質問に答弁をさせていただきます。

マイナ保険証がシステムに反映しておらず、無保険扱いになった事例は、本町では報告されておられません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に5点目でございます。健康保険組合などによる誤登録や別人の医療情報が閲覧された事例があるが、本町ではどうかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の健康保険組合などによる誤登録や別人の医療費情報が閲覧された事例があるが、本町ではどうかのご質問に答弁をさせていただきます。

健康保険組合などによる誤登録の事例は、本町では現在報告されておられません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に6点目をお伺いします。町内の医療機関からのトラブルの報告はなかったのかどうかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の町内の医療機関からのトラブルの報告はなかったのかどうかのご質問に答弁をさせていただきます。

町内の医療機関からトラブルの報告は、現在ありません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

以上のことから2023年6月2日、ついこの前でございますが、私が原稿を書いている時、金曜日でございますが、国会の参議院で採決、成立を致しました。この法案が2025年6月に施行することになりましたが、一昨日、6月7日、水曜日にマイナ口座の誤登録数は家族名義で13万件、別人での公金受取口座が748件発生していることが公表されました。法案が可決・成立しても現場の混乱、さらには紛争が予想されます。そして、今後、国の行政の権力性と裁量性が強くなっていくことで、公共サービスの変質に十分注意をしていかなければならないと思います。

次に最後になりましたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行についてであります。緊急事態宣言が解除されまして、WHOではパンデミック宣言は続けております。新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが、去る5月8日から季節性のインフルエンザと同じ5類に移行を致しました。法的位置づけが5類に移行するのに伴い、個人に求められる対策だけではなく、国が感染者数を把握する仕組みも変わりました。そこで、お尋ねを致します。第1点目は5類になると感染者数の公表、数値の発表、感染状況、医療費負担などは、どう変わるのかお尋ねを致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の5類になるとどうなるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

5類移行後の感染者数、数値の発表は、移行前の全数把握から定点把握に変更され、県が指定した47医療機関から1週間ごとに報告される患者数の平均が発表されるようになりました。感染状況につきましては、定点把握となった直後は県全体で3.1人でしたが、翌週には3.2人と横ばい状態ですが、中讃保健所管内ではやや増加傾向にあるようでございます。

医療費等につきましては、健康保険が適用され、1割から3割の自己負担金が発生しますが、急激な負担の増加が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担に係る一定の公費支援が9月末まで継続されることとなっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に2点目でございます。発熱した場合、どこの医療機関でも診察をしてもらえるかどうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の発熱した場合、どこの医療機関でも診察してもらえるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

県が指定した発熱患者等の外来対応医療機関は5月29日現在、450箇所、うち本町には8箇所指定されており、県ホームページに掲載されております。診察を希望する場合は直接受診せず、必ず事前に電話で相談頂くこととなっております。また、これ以外にも発熱患者が受診出来る医療機関はありますので、まずは掛かりつけ医などに電話でご相談頂き、指定された日時、方法で受診をお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に3点目でございます。先行接種でありますワクチン接種については、どうなるのか。そしてまた、現在の町内での6回目の接種状況はどうなのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員のワクチン接種についてどうなるか、現在の町内での6回目の接種状況はどうなのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

ワクチン接種につきましては5月8日以降、春開始接種として、65歳以上の高齢者、12歳以上64歳以下で基礎疾患を有する方、高齢者等施設従事者及び医療従事者を対象に実施しております。

また、9月以降には秋開始接種として12歳以上の全ての方を対象に実施される予定でございます。今年度の接種については全額公費による接種であり、自己負担はございません。本町の6回目の接種状況につきましては、5月末現在で5回接種完了

者約6,500人のうち、6回目接種者は2,500人でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。マスクの必要性についてはどうか。特に学校関係では、どのように対応しているのかをお尋ねを致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

尾崎議員のマスクの必要性についてはどうか。特に学校関係では、どのように対応しているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

マスクの着用については、個人の判断が基本となっております。学校活動においては、これまでも国及び県の通知やガイドラインを基に実施しております。5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策については、家庭との連携による児童・生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないとされており、学校教育活動においてはマスクの着用を求めないことが基本となっております。

ただし、地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。「児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること」等の措置を一時的に講じることとしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に5点目でございます。感染症対策で、今後必要なことは何なのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の感染症対策で今後必要なことは何なのかのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付けが5類に引き下げられましたが、ウイルスの性質が弱毒化したということではございません。感染者や濃厚接触者の行動制限はなくなりましたが、引き続き手指消毒や換気、マスクの効果的な場面での着用など、基本的な感染症対策が必要であり、発熱や倦怠感などの症状がある場合は医療機関を受診し、外出を控えるなど他に感染させないことも重要です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に6点目でございます。冬だけではないインフルエンザが、この夏にも流行しておりますが、現況と対策はあるのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員のインフルエンザが夏にも流行しているが、現況と対策はあるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

2023年当初から流行が始まり、直近の報告数は定点あたり0.4人ですが、中讃保健所管内に限って申し上げますと0.8人と他地域より多い傾向にございます。対策につきましては、新型コロナウイルス感染症同様、基本的な感染防止対策が重要でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に7点目でございます。子どもの感染も増えつつあり、大声を出す場合もあり、中には脳性麻痺を起こし重症化をし、死亡率も高いと聞いておりますが、その対応、対策はどのようにすれば良いのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の子どもの感染症も増えつつあり、その対応はどのようにすれば良いかのご質問に答弁をさせていただきます。

子どもにつきましても大人と同様、基本的な感染防止対策が重要ですが、夏は暑さで体力が消耗しやすいため、規則正しい生活や睡眠時間を十分確保するなどの免疫力アップも効果的であると考えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に8番目でございます。「はしか」が最近急増しており、海外からの持込みもあると聞いておりますが、その予防や対策はどのようにすれば良いのかをお伺いを致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の「はしか」が急増しており、その対応、対策はどのようにすればよいかのご質問に答弁をさせていただきます。

「はしか」は感染力が強く、免疫力がなければ、感染者と同じ空間にいるだけで感染し発症する危険性があります。発熱や咳、鼻水といった風邪症状がある場合は、公共交通機関の利用や人が集まる場所を避け、事前に医療機関に連絡し、指定された日時、方法で受診することが重要です。また、麻しん・風しん混合ワクチンを2回接種することで予防することが出来ます。定期予防接種対象者以外の方につきましては、母子健康手帳等で接種歴や罹患について確認し、「はしか」に対する免疫がない又は低い場合は、予防接種を勧めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に9点目をお尋ねを致します。PCR検査が自己負担となりますが、どの位かをお尋ねを致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員のPCR検査が自己負担額となるが、どの位かのご質問に答弁をさせて

頂きます。

保険適用外の場合は自由診療となるため、医療機関ごとに費用が異なりますが、検査料は1万5,000円から3万円程度でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今の答弁で再質問を致します。PCR検査が自己負担で、このような金額になりますと検査控えにならないのか。また、町内薬局で検査キットが売れて、ないというのが現状でございます。これについて、お尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

PCR検査が有料になりますと、確かに高額でございますので、控える方もおいでだと思います。しかしながら5類に移行しまして季節性インフルエンザと同じことになっておりますので、基本的な感染症対策を講じて頂いて、症状がある場合には病院に受診して頂くということになろうかと思っております。また抗原キットにつきましても医療用とそうでないものがございますので、薬局の方で確認して頂くか、また、そういうキットを使って検査している病院の方で受けて頂いたらと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後でございますが、10番目に新たな変異株、つまりXBB系統でございます。これは、XBB 1.16、この感染が広がっており、9波の実態が掴めないのでございますが、症状はどのようなものかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の新たな変異株の症状は、どのようなものかのご質問に答弁をさせていただきます。

従来のおミクロン株と同様の症状とされており、発熱・咳・のどの痛み・鼻水・嗅覚・臭覚障害、加えて倦怠感・筋肉痛・関節痛・頭痛・吐き気などの消化器症状などが挙げられております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

今後、国の行政の権力性と裁量性が強くなっていくもとの、公共サービスの変質には、今後、十分注意をしなければならないと思っております。

以上3点につきまして、私は、町当局の答弁を求めまして、私の一般質問を終わります。

有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって14番、尾崎 忠義 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

本日の日程は全て終了致しました。

これにて散会を致します。
長時間お疲れでございました。

散会 午後 3 時 59 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和5年6月9日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記